

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成23年 3月 7日（月）

開 会 午前9時00分

【議 事】

○議案第9号 平成23年度所沢市一般会計予算(環境クリーン部/資源循環推進課・東部クリーンセンター・西部クリーンセンター所管部分)

【補足説明】

中村環境クリーン部長

先日の議案質疑の中で、平井議員から東部クリーンセンターでのスラッグの発生量の質疑がありましたが、資料がなかったため、委員会で報告させていただくこととさせていただきましたので、ご報告いたします。平成15年から平成21年度までのスラッグの発生量は4万5,110トンでございます。そのうち、埋め立てに回りましたのが2万4,953トンでございます。資源化に回りましたのが、2万157トンでございます。

【質 疑】

城下委員

ごみ分別パンフレット配布作業委託料については、毎年、家庭に配布されるゴミの分別表のことか。

高橋資源循環

そのとおりでございます。ここで新たに配られるものにつきまして

推進課長

は、冊子形式となります。

城下委員

今年度と新年度の違いとしては、燃やさないごみを燃やすという位置づけで、表示はどう変わったのか。また、学校でもごみ分別は学習項目に入っていると思うが、教育委員会との連携はどうなっているか。

高橋課長

現在の燃やさないごみの名称でございますが、破砕ごみ類（容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器・ガラス類、皮革類等）としております。他課との連携につきましては、庁内の連絡文書で周知を図っております。

脇委員

新聞報道によると、小型家電について国が品目を特定して方針を出しているようだが、市は、それに関連した動きがあるのか。

高橋課長

小型家電につきましては、4月から小型家電だけを集める日を設けて回収することとしております。これは、より資源化を図るためでございます。委員ご指摘の件につきましては、携帯電話や電子レンジなど14品目が上がっておりますが、他からの情報では、検討案はすべての小型家電につきまして検討を図るといようなことも聞いておりますので、市といたしましてはその動向を見て、例えば家電リサイクル法の

ルートに乗るのであれば、市民の方に周知しなければならないと考えております。

浅野委員 一般廃棄物処分等業務委託料については、昨年10月からの廃プラスチック焼却により3億円近くの経費が減になっているが、現在、スラグなどはどこに運ばれているのか。

高橋課長 熔融スラグの搬出先につきましては、平成22年度は山形県のジークライト株式会社と群馬県草津町の株式会社ウィズ・ウェイスト・ジャパンへ搬出しております。

浅野委員 平成23年度の予定はどうなっているか。

高橋課長 現在のところ、今年度と同じ2社を考えております。

浅野委員 3億円減になったものは、環境クリーン部内の予算として使われているのか、あるいは一般会計の他の部分に回ったのか。

高橋課長 環境クリーン部としての枠をもらっているわけではございませんので、減額分につきましては、財政課のほうでそれぞれ他の事業に配分し

ているものと考えます。

浅野委員

環境クリーン部全体の予算は、今年度と比較してどうか。

本橋東部ク

平成23年度予算につきましては、今年度当初予算と比較いたしまし

ーンセンター

て1億5,158万円の減となっております。

所長

杉田委員

3億円の減の内訳だが、例えば山形県に行っているトラック何台分が
減になったとか、具体的にどうか。

高橋課長

台数では出ておりませんが、今年度の不燃残渣、いわゆる廃プラスチック類の焼却によりまして、23年度は6,000トンを出さないということで積算した分が約2億9,400万円でございます。

本橋所長

不燃残渣の埋め立て分につきましては、年間約6,000トンございます。1台のダンプでは8トンから10トン程度となりますので、およそ700台分かと考えます。

西沢委員

先ほど、スラグの発生量の報告があったが、これは7年間分の累計だ
と思うが、埋め立てと資源化の数字を見ると、おおよそ半々という印象

を受ける。埋め立てと資源化の数量変化の傾向はどうか。

高橋課長

スラグにつきましては、平成17年から平成19年までは、長野県小海町にごぞいます民間業者で、アスファルトの骨材やセメントに混ぜるなどの利用があり、ほぼ100パーセント資源化ができておりました。しかし、平成20年度より経営者が変わり、受け入れないという方針が出されたため、その後は、資源化先を探している状況でございます。したがいまして、7年間の内の3年間はほぼ全量資源化できましたことから、全体の割合といたしましては、埋め立てが約55パーセント、資源化が約45パーセントという状況になっております。

西沢委員

今後、スラグの受け入れ先が新たに出てくる可能性はあるか。あるいは、先細りの傾向なのか。

廣川東部クリ
ーンセンター
施設課主幹

平成21年より、市の公共事業のアスファルト工事を含まます道路工事等にスラグを使用することとなりまして、市の工事と県の一部工事におきまして、使用していただいております。こちらが、平成21年以降、およそ年間1,000トン前後となっております。また、新たな事業も模索しておりまして、最近では民間の工事会社で透水性の舗装をする事業者が増えておりまして、その事業者の有価で、毎年100～200ト

ン程利用されている状況でございます。また、今後につきましても、新たな利用につきまして検討しているところでございます。

城下委員

スラグの資源化については、平成19年度までは100パーセント資源化されていて、20年度から出せなくなったとのことで、補正予算で議会も係わったと思う。20年以降のスラグの総量、埋め立てと資源化となったそれぞれの数量を教えて欲しい。

廣川主幹

20年度は埋め立てが約6,400トンで資源化が55トン、21年度は埋め立てが5,400トンで資源化が約1,000トンでございます。

高橋課長

22年度につきましては、4月から1月までのスラグ発生量が約5,200トンでございます。そのうち埋め立てが4,900トンで資源化が300トンでございます。ただ、今後資源化の増が見込めますので、全体の発生量はおよそ6,300トンの内、最終的には資源化が900トン程度となる見込みでございます。

城下委員

先ほど、資源化されているスラグの利用内容の説明があったが、スラグ入りの材料と入っていない材料の単価はどうなっているか。

廣川主幹	県等で定めております土木県単価表ですと、スラグ入りの方がやや高い状況となっております。
城下委員	具体的な金額はどうか。
廣川主幹	地域差はございますが、 m^3 あたりでスラグ入りの物の方が100円前後高いという状況でございます。
城下委員	この、価格差が資源化にまわらない原因のひとつなのか。
廣川主幹	地区内工事であれば、自分たちが出したごみですから進んで使うことは可能でございますが、地区外ですと人のごみから出たスラグを高い金額を出して使うことは難しい状況でございます。県が中心となりまして、地域として使って行きたいとの方針もありますので、川越県土整備事務所や朝霞県土整備事務所管内で、当市のスラグを使用した工事の何件か発注していただいております。
脇委員	m^3 とトンの関係はどうなっているか。

廣川主幹

1 m³あたり、約1.7トンとなります。

脇委員

スラグのトン当たりの単価が知りたいのだが、考え方として、焼却によって費用を掛けてスラグができて、このスラグを市内の事業の場合は無償で渡すのか。県に対してはいくらで売っているのか。また、それを市内工事で使う担当所管としては、材料費は0で計上することになるのか。

廣川主幹

市の工事の場合は無償でございます。県等民間の業者につきましては、トンあたり100円でお譲りしております。土木の積算の場合には、スラグ入りアスファルト・・・単価×m³数＝金額ということで計算しますので、スラグが0円という積算方法はとらないということでございます。

脇委員

路盤材の費用としていくらということか。

糟谷東部クリ

JIS化したスラグをプラント会社に市の工事では無償で搬出して

ーンセンター

おります。工事担当所管においては、県の土木単価にスラグ入りアス

施設課長

ファルトという記載がございますので、その単価を使用し設計しており

ます。

脇委員 スラグ入りアスファルトを使って工事を行なう工事担当所管は、スラグ代を負担するという事によいか。

糟谷課長 設計書に入るといふことは、費用を負担するということになります。

脇委員 例えは50トンのスラグ入りアスファルトに含まれるスラグの割合はどのくらいか。

糟谷課長 混ぜる割合は10パーセントでございますので、5トン程度となります。

脇委員 5,000トンのスラグは自区内に埋めていないという認識によいか。

高橋課長 そのとおりでございます。

城下委員 昨年10月からの廃プラスチック焼却によつて、増えたスラグの量はどのくらいか。

高橋課長 焼却量全体が減少しておりまして、廃プラスチックだけの積算は出て

おりません。年度当初は6,500トンの発生量を見込んでおりましたが、ごみの全体量が減ったことによりまして、総発生量見込みも6,300トンとなりました。そのうちの差引がどうなるかわからないため、廃プラスチック焼却による増加分の数字が出せないものでございます。

城下委員

過去の委員会で、廃プラスチック焼却を審議する中で増加分が答弁されていたと思うが、その部分を伺いたい。

中村部長

ごみを燃やすことにより発生するスラグの量は、およそ7パーセントでございます。今回、6,500トンのスラグを燃やすことにより発生する量は、このパーセンテージを掛けていただければよろしいということでございます。廃プラスチックを燃やすことにより、どのくらいの量がスラグになったかというデータをとっておりませんので、燃やせるごみと廃プラスチックを混合して焼却しておりますし、事業系の一般ごみが8,000トンも減少しておりますので、それとの増減がございますので、単純に燃やさないごみが同量であれば廃プラスチックの部分が伸びまして、そのスラグ量の増加分をみればよいということになりますが、それができませんでしたので、今の段階では、廃プラスチックだけの増加量が分からないという状況でございます。

城下委員 部長の説明は理解できるのだが、以前答弁されているので、その内容を教えていただきたい。

高橋課長 昨年、補正予算を審議いただいた際には、先ほど約7パーセントと申し上げましたが、もう少し細かく言いますと6.6パーセントが平均でしたので、3,000トン燃やすことによりまして発生するスラグ量は約200トンと申し上げたと記憶しております。

村田委員 施設修繕料の予算が4億円組まれているが、どのような修繕が予定されていてこの金額が組まれたのか。あるいは、このくらいあればいいだろうという数字なのか、積算基準はどうなっているか。

廣川主幹 主に焼却施設と灰溶融施設の修繕を予定としております。積算といたしましては、焼却施設の修繕が1億7,000万円、灰溶融施設につきまして1億円、その他に空調施設やリサイクルプラザ、建築設備の修繕などに使用するものでございます。

村田委員 数字は過去の実績から組まれたものか。あるいはしっかりとした根拠があって出されたものか。

廣川主幹 前年度と前々年度に、法定等点検業務委託を実施し、その報告書中

記載のありました交換の必要がある部品等の報告や、メーカー側から提出されました定期的に交換を要する部品等を含めまして積算したものでございます。4億円という数字につきましては、緊急修繕用に約2,000万円を計上したうえで、端数を調整したものでございます。

城下委員

修繕料の予算だが、前年度と比較すると2,500万円増えている。会派のヒアリングでは、廃プラスチックの焼却による補正で2,500万円かかったのだと聞いたが、詳細はどうか。

廣川主幹

ヒアリングでお答えした内容につきましては、当初予算に補正予算で2,500万円の増となりましたので、平成22年度予算といたしましては、約4億円となりましたので、23年度予算とはほぼ同額となりますとご説明いたしました。平成22年度と23年度の内容の違いでございますが、修繕内容は毎年同じではございませんで、例えば、ポンプを分解修繕するのは3年毎でありましたりするものですから、結果として個々の積み上げで金額が変わっているとお考えいただければと思います。

脇委員

修繕についてだが、当然、性能を保つためには適切な管理が必要で、点検の結果、修繕箇所が発生することは理解できる。昨年10月と11

月の日報を見せてもらったが、火格子がサイクルタイムオーバーとか、他にもベルトコンベアが故障したとか、いくつかの不具合の記載があった。こういうことは日常の焼却運転の中でどのように認識されるものなのか、これらは避けられない修繕として緊急修繕という扱いとなるのか。

糟谷課長

修繕の件でございますが、1件の修繕でも億単位の金額が発生する場合もございますので、修繕計画を立てて実施しております。また、メーカーの法定点検報告等によりまして予算積算を行なっているものでございます。委員ご指摘の日報に記載している内容につきましては、修繕を要するレベルの故障ということではなく、日々のメンテナンスの中で調整できる内容がほとんどでございます。

脇委員

通常の運転の中で調整できるようなものは、修繕料を要さないということか。

廣川主幹

日報には様々な故障等の記載がございますが、日常起きていることではございますので、委員がご覧になった内容につきましては、修繕料を要するような内容ではなかったということでございます。

桑島委員 植樹等管理業務委託料だが、これは非常に手間暇のかかる屋上緑化の費用か。

廣川主幹 含まれております。

桑島委員 東部クリーンセンターの隣にあるエコロの屋上緑化も入っているか。

廣川主幹 入っておりません。

桑島委員 エコロの分の予算はどこにあるのか。

高橋課長 エコロの屋上の手入れは、職員が行なっております。

桑島委員 エコロの方は、4年前に見たときは屋上緑化とは言えない状況であったが、現在はどのようになっているか。

高橋課長 現在は丁寧に行なっておりますので、一度ご覧いただければと思います。

桑島委員 屋上緑化ということで、いかにも環境に優しいということを装っているが、はっきり言って止めたほうが環境に与える負荷は低いと考える

が、見栄えとしてやっているのならいいが、これだけの費用をかけてやることは、エネルギーも相当かけているし、水もたくさん使っていることに矛盾も感じているのだが、所感はどうか。

廣川主幹

屋上緑化のメンテナンス委託につきましては、約750万円予算の内160万円ほどを使用いたします。水やりにつきましては雨水を貯めておいて、タイマーで自動的に行なっております。東部クリーンセンター建設の際のコンセプトとして、山と一体化して見えるようにということで屋上緑化を施工させていただいたものでございます。

城下委員

東部クリーンセンターも稼働から8年が経過し、施設は老朽化していき、焼却するごみも変わってきたということでは、今後の施設修繕料の推移をどのように考えているか。

廣川主幹

毎日稼働する中で、メーカーからいただいている予定を見ますと、開設から10年前後に、ある程度大きな金額がかかってしまうのではないかと思います。内容につきましては、電気・電子的な部分がかなり大きな金額の割合を占めるものと思われまます。

城下委員

薬剤の件だが、先日の今年度補正予算審議では、西部クリーンセンタ

一は補正対応したが、東部はしなかった。新年度は、今年度と比較して1,000万円ほど下がっているが、要因は何か。

廣川主幹 一番大きな要因としましては、最近見積りを取りました、薬剤単価の変動でございます。もうひとつは、廃プラスチック焼却によりまして、苛性ソーダにつきましては影響があるということ、また、焼却量全体の変化につきましても加味しております。

城下委員 薬剤の中で、使用量の増加しているものを教えてほしい。

廣川主幹 平成21年度と22年度を比較いたしますと、明らかに苛性ソーダにつきましては、廃プラスチック焼却を始めてことにより、増えております。他につきましては、大きな変動はございません。

城下委員 苛性ソーダの増加量はどのくらいなのか。

廣川主幹 年度途中ということで正確な数字は出ておりませんが、1.4倍前後と思われます。

城下委員 量で言うとどのくらいか。

廣川主幹 年間380トン使っているとしますと、530トンということでございます。

城下委員 380トンというのは今までの実績か。

廣川主幹 使用した量で把握しているのではなく、納入した量で見えておりますので、現段階で正確な量が出ていないということでございます。

桑島委員 苛性ソーダの使用量は、焼却の状況によって自動的に変わるのか、それとも、廃プラスチック焼却を始めたことにより、初期設定値を変えたということなのか。

廣川主幹 設定値につきましては変更しておりません。苛性ソーダは煙を洗うのに使用しておりまして、苛性ソーダの質に変化がない場合には、循環して使用しております。循環か排水かの判断につきましては、導電率計の設定値を用いておりまして、自動的に行なっております。

城下委員 苛性ソーダの使用量増による金額はどのくらいか。

廣川主幹	焼却量が減っておりまして、他の部分も加味して予算化しておりますので、単純には計算できないものをご理解いただきたいと思います。
杉田委員	自動車等損害保険料については、東部クリーンセンターで所有している車の保険料だと思うが、車の種類と台数を教えてほしい。
野村東部クリーンセンター 収集事務所主幹	予算につきましては、強制保険と任意保険分でございます、全部で58台分の保険料でございます。そのうち収集事務所で保有しております車両台数につきましては、昨年12月現在で37台でございます。その内、収集車両は35台でございます。内訳といたしましては、4トンプレスパッカー車1台、2トンプッカー車10台、3トンプッカー車10台、3.5トンプッカー車が6台、軽ダンプ2台、2トンリフト付き深ダンプ3台、3トン深ダンプ3台でございます。
杉田委員	契約の仕方はどのようにしているか。
野村主幹	強制保険は全国同一保険料ですので、入札ではございません。任意保険につきましては、社団法人全国共済会となりますので、随意契約でございます。

杉田委員

保険料の金額について、今までの傾向と今後の見通しはどうか。また、車両台数は減ったりしないのか。

野村主幹

強制保険につきましては、保険料率を国の方で定めておりまして、事故率等により変動いたします。平成23年度につきましては、若干上がるというふうに聞いております。任意保険につきましては、変動はないと考えております。車両台数につきましては、今のところ変動はないと考えております。

西沢委員

この保険料に対して、保険金として支払われた金額はいくらか。

本橋所長

平成21年度は事故1件で172,413円でございます。22年度につきましては今のところ事故はございません。

西沢委員

以前も話が出ていると思うが、保険料と保険からの支払額の差が大きくなっている。民間の保険会社と全国市町村共済会の保険料率等は比較されているのか。

中村部長

自動車保険につきましては管財課が一括して事務を行なっております。保険料の費用対効果でみますと、現在のところは保険金が少ないの

だから、保険に加入せずに事故が起きた場合に予算を組むという方法も
ございます。自治体は大きな予算を持っておりますので、そのへんの考
え方につきましては、全庁的に考えていく必要があると思います。ただ、
現在加入している保険につきましても、民間の大きな保険会社にお願
いしておりますし、公共部門の車両につきましては事故も少ないというこ
とで、金額が高いということはないと考えます。

脇委員

焼却施設運転業務委託料は、金額減の交渉などはできないものなの
か。また、排ガス等測定分析業務委託料というのはどういうものなのか。

廣川主幹

焼却施設運転業務委託料につきましては、業務内容や人数などが変わ
らない限り同額に近いものとなります。排ガス等測定分析委託料につ
きましては、スラグや灰の分析、作業環境の調査などを一括してお願い
しているものでございます。

脇委員

排ガスについては、法定5項目に限定されるという理解でよいか。

廣川主幹

そのとおりでございます。

城下委員

焼却施設運転業務については、東部クリーンセンターも西部クリーン

センターも民間委託になっている。焼却部門を熟知している職員が退職していくことで、運転知識を持っている職員がいなくなるということでは、委託業者の言うがままになるという懸念もあるが、どのように考えているか。

廣川主幹

運転業務につきましては複数人で対応しておりまして、年代を分けて分担しておりますので、退職による問題はないと考えております。私どもといたしましては、現在の施設と運転委託というものを含めまして、それを十分管理できる職員が育成されているものと考えておりますので、将来的な心配というものはございません。

桑島委員

運転業務委託は何人で行なわれているのか。

廣川主幹

現在52名でございます。

西沢委員

排ガス等測定分析委託料の中に、灰溶融スラグ活用に関する測定分析委託料が含まれるのか。

廣川主幹

そのとおりでございます。

城下委員

ごみ焼却余熱利用促進市町村等連絡協議会とは、どのような団体なのか。

廣川主幹

全国の余熱利用を行なっている市町村が協議会を作っているものがございます。この予算につきましては平成23年度から計上させていただきました。今回の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正の中でも、余熱利用で発電をした事業者は優良事業者として認められるですとか、発電をすることによる施設のメリット・デメリットですとか、そういうものが求められている中で、市町村が集まりまして、国との直接の要望ですとか、連絡調整を行なう協議会でございます。

城下委員

名称からしても、どんどんごみを燃やして余熱利用を促進するような感じだが、片方では地球温暖化防止を目的とした基金なども行なっている。昨年からは廃プラスチック焼却も初めて、今回この協議会にも参加していくということでは、所沢市の目指す方向はどうか。

廣川主幹

本予算をお認めいただければ加入するということでございます。あくまでも余熱利用を促進する協議会でございますして、ごみ焼却を促進するものではございません。余熱利用や二酸化炭素対策もございますので、ただ焼却するのではなく、どのようにすれば余熱を有効に回収できる

か、また、それがどれだけ当市のメリットとなるのかなどについて協議できるものと考えます。

城下委員 組織の規模はどうなっているか。

本橋所長 全国組織でございますが、9ブロックに分かれております。

城下委員 平成23年度は、所沢市としてこの組織の中でどういったことを主張していこうと思っているのか。

廣川主幹 具体的な内容は未定でございますが、県内でも何市かが実施している余熱利用に関して、国から得られるメリットがないかなど、より効率よく余熱利用ができるかなどを話し合う、また、申し入れを行なうなどを考えております。

桑島委員 西部クリーンセンターについてだが、誠にサービスが悪いという苦情を耳にするが、職員に接遇研修などは実施されているのか。講師謝礼には接遇研修分は入っていないのか。

増田西部クリ 講師謝礼は接遇研修分ではございません。

ーンセンター

管理課長

桑島委員

職員への接遇研修は、いつ実施するのか。

増田課長

市で定めております、さわやか対応マニュアル等により実践しております。

城下委員

西部クリーンセンターで以前、長寿命化の基礎調査を実施したが、その結果は新年度予算にどのように反映されたのか。

山下西部クリ

ーンセンター

施設課長

基礎調査につきましては、今後、西部クリーンセンターがどの程度もつかについて調査したものであります。その結果、あと10年くらいは修繕すれば使えるということです。予算的には修繕料と委託料が前年度並みでございます。今後、施設の長寿命化計画を行ないまして、長く使っていこうと考えております。平成元年に開設され、途中、排ガス対策で改修はしておりますが、老朽化で修繕費が今後増えていきます。

城下委員

修繕すれば10年は使えるだろうというので、A炉・B炉・C炉のうちC炉は休止中で、市長からも廃止の方向で検討すると答弁いただいている。今後10年間の中で、次の炉をどうするかとか設備をどうするか

などの検討を行なっていく必要があると思うが、その部分が新年度予算に入っているのか。

山下課長 23年度予算につきましては、通常の修繕料しかみておりません。今後、長寿命化計画をたてまして、大規模な修繕を行なっていくことになります。

城下委員 実際に動き出すのはいつごろからになるのか。

山下課長 平成24年度頃から、検討を始めることを予定しております。

桑島委員 財源に事業所税の記載があるが、どういうルールで用いるものなのか。事業系のごみ量などを勘案して金額を出しているものか。

廣川主幹 財源につきましては財政課の担当となります。ごみの排出量などにつきましては、影響していないと考えております。

野村主幹 事業所税の充当につきまして財政課に確認したところ、事業所税の用途として清掃施設の維持管理費にも充当できるということでございます。平成22年度より東西クリーンセンター費に事業所税を充当したと

いうことをございます。なお、平成22年度につきましては東部クリーンセンターが1億8,000万円、西部クリーンセンターが9,000万円を充当しております。

桑島委員 基金繰入金はどのようなものか。

廣川主幹 グリーンニューディール基金関係の繰入金でございます。

桑島委員 東部クリーンセンターは、地方債を3,040万円計上しているが、これは何か。

本橋所長 これにつきましては、塵芥収集車の新規取得に伴う起債でございます。

桑島委員 現在の東部クリーンセンターの全体債務と今年度の返済金はどのようにになっているか。

廣川主幹 財政課の方で担当している内容でございます。

桑島委員 西部クリーンセンターの予算だが、焼却施設運転業務管理委託料についての人数を教えてください。

山下課長

25名でございます。

村田委員

焼却施設法定等点検業務委託料について、委託先の業者と業務内容を教えてほしい。

廣川主幹

東部クリーンセンターの分の業務内容につきましては、電気事業法による発電機のタービン部分の法定点検や労働安全衛生法にありますクレーンの法定点検、消防法関係での非常用発電機などの点検が主でございます。委託先といたしましては、施工メーカーでありますJFEエンジニアリング株式会社でございます。

山下課長

西部クリーンセンターにつきましては、発電機がございませんので、ごみクレーン関係及びトラックスケール関係が主なものとなります。焼却関係の点検委託先につきましては、荏原環境プラント株式会社でございます。

村田委員

西部クリーンセンターも東部クリーンセンターも委託先はメーカーとのことだが、予算額が大きいことについて、これほど経費のかかる点検業務とはどのようなものか。また、単価はどのように算出しているの

か。

廣川主幹

積算の方法につきましては、社団法人全国都市清掃会議が監修しております積算要領を利用しております。積算の中で人件費につきましては、建設物価本の中で地域ごとの人件費が示されておりますので、こちらを査定して使用しております。東部クリーンセンターにつきましては電氣的な部分につきましては、10月の一定期間にかなり集中する部分がございます、多いときには200人を超えるような人数で一斉に点検をするという状況があるものでございます。

村田委員

点検期間中は、焼却炉は止めるのか。

廣川主幹

点検内容によるものでございますが、全てを停止して行なう部分と、1炉だけを止めて行なう部分、運転しながら行なえる部分がございます。例えばクレーンにつきましては、2台ございますので1台を点検中でも、もう1台の運転はできます。ただ、蒸気や電気部分につきましては、全てを止めませんと点検ができません。

村田委員

毎年、蒸気や電気部分の点検を行なう場合には、全ての運転を止めているのか。

廣川主幹

そのとおりでございます。

村田委員

その期間はどのくらいになるか。

廣川主幹

点検内容により違いはございますが、2週間から1ヶ月を超える期間で、毎年変わってまいります。

村田委員

東部クリーンセンターも西部クリーンセンターも、毎年、2週間から1箇月止めているということか。

廣川委員

東部クリーンセンターにつきましては、ボイラータービンという複雑な機械がございますので、全炉停止期間につきましては西部クリーンセンターより多い状況でございます。

山下課長

西部クリーンセンターにつきましては、全炉停止は点検内容にも異なりますが、2日から3日間でございます。

城下委員

集団資源回収実施団体報償については、平成23年度からは今までの6円から5円になるということだったが、見直した理由は何か。

高橋課長

理由につきましては、近隣の自治体とバランスをとったということと、事業仕分けによりまして近隣の自治体との均衡を図って単価を見直すようにとのご指摘がございましたので、それに沿って見直したものでございます。

城下委員

これは自治会に出されているものだと思うが、自治会との協議はなされたのか。

高橋課長

これまでも、単価の値上げや値下げは行なってまいりましたが、その都度、事前に自治会や子ども会等の団体と調整する事はございませんでした。

浅野委員

近隣自治体の単価はいくらか。また、団体との事前調整については、値上げはともかく値下げの際はいろいろな意見が出てくる。そのへんの考え方はどうなっているか。

高橋課長

近隣につきましては、入間市が4円、狭山市と飯能市が5円でございます。事前調整につきましては、予算が確定していない段階で行なうことは難しいものと考えますので、予算議決後に周知を図りたいと考えて

おります。

浅野委員

そういう考え方もあるが、議決後の周知となると職員からの説明も、議会に認めていただいたものということで、逆に市民からお叱りを受けてしまう。会員が減る中で、町内会活動の重要な資金源としているところもあると思う。緩和措置の5.5円という考え方はなかったか。

高橋課長

単価を下げると発表しますと、外の団体の方からもご意見をいただくことはやむを得ないと考えております。緩和措置という考え方もございますが、近隣とのバランスを考慮したものでございます。これによりまして回収量や回収の意欲というものが落ちるとは考えておりません。

浅野委員

今回の予算は、環境クリーン部として決めたのか、あるいは自治会の窓口である市民経済部等との協議はあったのか。

高橋課長

特に協議はしておりません。

桑島委員

生ごみ減量化・資源化推進奨励金については、集団資源回収実施団体報償と比較しても金額が低いですが、意欲的に取り組む姿勢がないものなのか。

高橋課長

生ごみ減量化・資源化推進奨励金につきましては、電気式の生ごみ処理機やコンポスター、EM容器等に対して購入金額の2分の1で1万円を上限として奨励金を交付するものでございます。最近、電気式の生ごみ処理機の購入者が大きく減っている傾向にございます。来年度からはもう少し積極的な周知を図ってまいりたいと考えております。

桑島委員

生ごみ資源化推進業務委託料についてはどうか。

高橋課長

こちらは自治会を単位に、生ごみを各家庭で集めていただいたものを自治会内の拠点で回収し、伊藤畜産という生ごみと豚糞などと混ぜて堆肥にする事業でございます。こちらにつきましては、平成22年度は、参加世帯を増やしていただけるように積極的なお声掛けをいたしましたが、交渉がまとまりませんで、参加世帯数も生ゴミ量も留まってしまいました。平成23年度につきましては、新たにご協力いただける自治会に広げていこうと考えております。

石井委員

委託料の中で、費用対効果を考えた時に極めて効率が良いと評価されるものと、効率が悪いと評価されるもの、また、今後どれを推し進めていくか、どれを切るべきか。

高橋課長

こちらにつきましては、収集面の単価とリサイクルできるというプラス面ということになりまして、金額に換算することは簡単ではございませんが、集団資源回収につきましては、1 kg当たり単価6円なり5円なりで、1トンあたり6,000円あるいは5,000円で集められますので、一般の収集よりもかなり効率的です。その他につきましては、かなりの量が集まりませんと、収集の単価には追いつかないというのが現状でございます。生ごみにつきましては、100～110トン程度集まりそうなのですが、単価として5万7,000円程になるかと考えております。

石井委員

詳細でなくて、手ごたえとして感じている部分ではどうか。

高橋課長

生ごみ資源化推進事業でも、参加している自治会の中でも事業に参加している方と参加していない方がおりますので、一層の拡充ができれば回収量も増えてまいります。この事業では、焼却と収集の両方が減りますので、効果が出ると考えております。

脇委員

生ごみ資源化推進業務委託料に関して、他の自治体では、生ごみを資源という形に位置付けていたりするが、所沢市として新たな手法を検討

するとか、他での研修内容を予算化した項目はあるか。また、業務として資源化を強めていくということについてどう考えるか。

高橋課長

生ごみの資源化につきましては、自治体によって手法が違っております。例えば、農地が多いところでは家庭でできた堆肥類を畑などで使っただけなので需要が見込まれます。所沢市にとってどの方法が良いのかにつきましては、社会環境全体で考えていきませんと決めるのが難しいかと思います。そんな中で今、実験的に生ごみ資源化推進事業を行なっております。研修の件につきましては、現在、情報収集を行なっている段階です。

【質疑終結】

【意見・採決の保留】

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時50分

○議案第19号 所沢市温暖化対策基金条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員 この議案は条例制定議案だが、予算案でも基金積立として出てくる訳だが、関係法令が地球温暖化対策の推進に関する法律であるが、県内では他にこの基金を作ったところはないのか。

吉野環境総務課長 一般財源を積み立てとする基金条例につきましては、当市が初めてだと伺っております。川口市につきましては、川口市地球高温化対策基金条例を定めておりますが、原資は国の緊急経済対策による補助金を積み立てたもので、一般財源からの積み立ては無いとのことでございます。

西沢委員 所沢市では、国の緊急経済対策による補助金を積み立てたものがグリーンニューディール基金だと思うが、今回、県内で初めてこの基金条例を定める目的はなにか。

吉野課長 平成23年度より執行いたします、第2期所沢市環境基本計画の中に所沢市地球温暖化対策実行計画を定めております。その計画の中には、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減と市域全体から排出される温室効果ガスの削減の2つの目標値を掲げております。今回の基金条例制定につきましては、前者の事務事業から排出される温室効果ガ

スを削減するため、継続的・計画的な温暖化対策の推進に資するための財源に充てる基金を設置するものでございます。

西沢委員

その計画の中では、平成23年から平成30年までの8年間で二酸化炭素を10パーセント削減するというものと、同じ期間で25パーセント削減という計画があったかと思うが、その関係について説明願いたい。

吉野課長

10パーセント削減の計画につきましては、市の施設事務事業から排出される温室効果ガスを平成19年度比で平成23年度から平成30年度までの8年間に10パーセント削減するというものでございます。25パーセント削減の計画につきましては、家庭部門や運輸部門、業務部門など市域全体から排出される温室効果ガスを平成19年度比で平成23年度から平成30年度までで25パーセント削減するという計画になっております。

西沢委員

そうすると、平成30年度までに25パーセントを削減する内の10パーセントは公共部門で削減し、残り15パーセントは一般民間事業者や家庭等で削減するということか。

吉野課長

事務事業の10パーセントと、市域全体の25パーセントとは別カウントとなります。市域全体から排出される温室効果ガスには、事務事業から排出されるものも含まれますが、25パーセントのうちの10パーセントということではございません。具体的に申し上げますと、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減でございますが、平成19年度の排出量が約3.3万トンCO₂でございます。これを平成30年度までに約3万トンCO₂にする計画としており、約3,000トンCO₂の削減目標を掲げております。一方、区域施策編、市域全体から排出される温室効果ガスの量でございますが、平成19年度が157.2万トンCO₂でございます。これを平成30年度までに117.9万トンCO₂まで削減することとしており、39.3万トンCO₂を削減する目標になっております。

城下委員

市は10パーセント、環境基本計画の中の地域と家庭、運輸では25パーセント削減の目標とのことだが、市の事務事業ということでは、東西のクリーンセンターについても、市の施策によって排出量が増えたり減ったりする部分では、どちらに入っているのか。

吉野課長

温室効果ガス排出量の総量といたしましては事務事業編で管理いたしますが、削減目標値については、市域全体の目標値の方で実行してい

きたいと考えております。

城下委員

クリーンセンターは、市の施設であるが、事務事業の目標としないということか。

吉野課長

現行の実行計画におきましても、総量での把握はしておりますが、ごみの排出量やごみ質など市で直接的に管理することが困難なため、事務事業の削減目標値の中には含めておりません。新実行計画におきましても、同様な形で進行管理していきたいと考えております。

城下委員

そのへんについては法律に定めがあるものなのか、それぞれの自治体の判断で決められるのか。

吉野課長

各自治体の判断ということになります。

桑島委員

地球温暖化に効果があるのは、ペアガラス等で暖房効率を上げることだということで、政府でもエコポイントで二重窓を推奨している。質問の1点目は、温室効果ガスの排出量が多いのは移動系なのか施設系なのか。2点目は公共施設修繕計画というのがあるが、これが重要で、本当はこの計画の中に溶け込ませていく部分というのがあるはずである。公

共施設修繕計画には施設の省エネ改修等は含まれていないと思うので、ひとつの施設でそれぞれの計画による修繕が2度行なわれたりする事は、ライフサイクルアセスメントから考えても無駄ということにもなるが、その対応はどうか。3点目は、エスコ事業との整合性をどう図るのかについて、伺いたい。

吉野課長

市の事務事業からの温室効果ガスの排出量につきましては、施設の管理運営において、化石燃料由来のエネルギーを使うものが多いと考えております。公共施設修繕計画との連携につきましては、現在、営繕課と調整中ございまして、主に空調設備等の修繕に合わせ、効率的に同施設において太陽光発電や二重ガラス、LEDへの改修等を実施していきたいと考えております。エスコ事業につきましては、本庁舎で実施しており効果をあげておりますが、他の施設でエスコ事業ができるかについては、現段階では計画はございません。

桑島委員

先に述べたように、温暖化対策に効果があるのは施設内の冷暖房効率を高めることだと言われている。今の説明では、営繕課と話しているが、この基金条例の計画と摺り合わせた計画が見えてこない。まさに空調関係とのバランスなのだから、もう一步踏み込んだ部分を知りたいのと、エスコ事業については、コストをいかに下げるかという視点がメイ

ンにあるが、今回求められているのは、コストはかかっても温室効果ガスの削減ということで、ベクトルの方向性が違っている。エスコ事業によって温室効果ガスは削減されているかもしれないが、場合によっては増えているかもしれない。そのへんをどう見ているのか。

吉野課長

公共施設修繕基金との兼ね合いにつきましては、現在、関係課と調整中でございます。運用方針を作成の予定でございます。エスコ事業につきましては効果が表れておまして、コストの削減だけでなく、エネルギー利用の面から原油換算でも減っていると考えております。

西沢委員

この基金というのは、対象事業の中身を見ると、公共施設に太陽光発電パネルを付けたり、LED照明を付けたりということで、消化されていってしまうのかと思うが、質疑の中で、学校の緑のカーテン設置が進んでいないという話もあった。その関係にこの基金を使用する事は可能なのか。

吉野課長

今段階では、グリーンカーテンに使う予定はございません。

西沢委員

ということは、予定が別にあるということか。

吉野課長 現在、関係課との調整中ございまして、おおよその予定は立てておりますが、予算が通っておりませんので、決裁につきましては、4月に入ってからということにしております。

西沢委員 ということは、太陽光発電パネルを付けたり、LED照明を付けたりという事業に特化されていくのか。

吉野課長 その予定でございます。

城下委員 対象事業については、市の施設及び設備に対する温暖化対策時事業と
言うことだが、施設と設備の範囲はどの程度になるか。

吉野課長 公共施設につきましては、これから建てる予定のある施設であるとか、設備につきましては、道路照明や新設の公園の照明等を考えております。

城下委員 既存の施設については、どのような考えかたなのか。

吉野課長 既存施設につきましては、建築年数や事業実施による効果を勘案して、決定していきたいと考えております。

浅野委員

募金に協力した方に苗木を渡すとか、制定されたら市民の方に何らかの形で周知して、100円とか200円募金も集めると言うことか。

吉野課長

今のところ、募金に協力してくださった方に苗木を差し上げるとかは決めておりません。寄付金や募金の窓口を設けたということでございます。委員ご指摘の事業展開につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

脇委員

市が、この基金条例を必要だと判断した理由はなにか。また、寄付金という言葉の中には募金も含まれているのか。

吉野課長

これからの地球温暖化対策におきまして、市が率先して温室効果ガスの削減に努めなければいけないということで、継続的・計画的に事業を実施するため基金条例を制定するものでございます。寄付金につきましては、想定の話になりますが、ふるさと応援寄付金や単独で温暖化対策に寄付したいという方がいらっしゃるかもしれませんので、この条項を設けさせていただいたものでございます。

脇委員

1点目の質疑は、率先的に努めるということを示すために、この条例

を作るという説明だったが、市として地球温暖化対策を進めるためには、一般会計だけではなくきちんとした財源が欲しいということがあるのだろうと考えるが、それでいいか。2点目は、事務事業の方の10パーセント削減だということで、3,000トン削減するということがあった。参考までに、市が実行計画で目標を達成してきている削減の実績の中で、東西クリーンセンターの温室効果ガスの量も示されているが、両施設が排出する量とそれ以外が排出する量の比率はどのくらいか。

吉野課長

1点目のご質問につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。
2点目につきましては、東西クリーンセンターの一般廃棄物処理に係る温室効果ガス排出量と、施設からの排出量の比率は概ね1:2となります。

桑島委員

グリーンニューディール基金と事業内容が変わらないと思うが、どうか。

吉野課長

グリーンニューディール基金につきましては、国の緊急経済対策による補助金が原資となっており、事業実施の最終年度は平成23年度までとなり、条例の期間も同じでございますので、別に基金条例を設けたほうが適切と考え、別にしたものでございます。

桑島委員 条例を今作っても、基金積立は遅らせてもいいのではないかと気がしたが、そういう検討はしなかったのか。

吉野課長 平成23年度から新たな環境基本計画が施行いたしますので、環境総務課といたしましては、23年度から事業実施をしたく、23年度からの積立をお願いするものでございます。

桑島委員 年間5000万円使うのかどうかかわからないが、そういう形で年度を変えろという判断はないのか。グリーンニューディールの5,800万円は23年度で使い切るということで、今年基金は立てるが、予算上でいくら使う予定なのか。

吉野課長 グリーンニューディール基金につきましては、全て使い切ることになっております。温暖化対策基金につきましては、5,000万円積み立てまして、今現在、運用方針を作成中でございますが、5,000万円の中から、太陽光発電システムの工事費やLEDの設置費にあててまいりますので、全て使い切るというものではございません。

城下委員 一般会計から積み立てていく金額は固定なのか変動があるのか。ま

た、条例の第5条に繰り替え運用ということで、市長が必要があると認めるときとあるが、どういう範囲まで考えているか。

吉野課長

積立金額について現段階では、計画期間の8年間、毎年度5,000万円を積み立てて4億円の事業を実施したいと考えておりますが、そのほかに財源確保ができた場合等においては、この限りではないと考えております。基金の繰り替え運用につきましては、第3条の運用と同様に出納室の担当でございますが、この基金のみでなく、他の基金と合算して運用しております。

桑島委員

確認ですが、5,000万円の額はこの条例に記載はないわけだが、どこに記載されるのか、要綱あるいは計画の中か。

吉野課長

運用方針の中で記載できるか否か考えてまいります。

桑島委員

公共施設の積み立ての時もそうだったが、結局、財政の調子が悪いと積立額を減らしている。意欲があるならば、条例に書き込むという方法もあったと思うが、運用の中で行なうこととした経緯はどうか。また、他の自治体の状況はどうか。

吉野課長

積立に関しましては、財源確保につきまして必ずしも確保できるという確証がありませんので、条例に記載いたしませんでした。他自治体の状況ですが、条例の中には記載していないと聞いております。相模原市におきましては、清掃工場における電力売り払い収入を充当していきたいということで、積立金を年間5,000万円程度見込んでいますと伺っております。

桑島委員

現実にあまり使われていない基金として、中心市街地再開発整備基金や道路整備基金などがあるが、このへんと整理統合していかないと基金ばかりが増えていくので、整理しながら作ると考え方はなかったか。

吉野課長

それぞれの基金の設置目的が違いますので、今回は検討いたしませんでした。

城下委員

運用方針はいつごろできるのか。

吉野課長

条例及び予算をお認めいただいた後に、決裁を上げる予定でございます。

桑島委員

運用方針を定めるという一文が条例にあってもよいが、なぜ、入れな

かったのか。他の自治体の条例にも入っていないのか。

吉野課長

基金条例全てにその記載があるわけではなく、あえて読むとすれば第7条の条項になるかと思えます。

【質疑終結】

【意見】

桑島委員

所沢市温暖化対策基金条例制定については賛成ですが、先程の質疑でも触れましたとおり、公共施設修繕計画やエスコ事業との整合性を図り、せっかくの温暖化防止なのに2重3重の投資とならぬよう、しっかりと調整を図って欲しいということと、せっかく5,000万円という基金ということで計画しているのだから、この金額をしっかりとこの8年間は堅持していくということを希望して、賛成意見といたします。

【意見終結】

【採決】

議案第19号については、全会一致原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第9号 平成23年度所沢市一般会計予算(環境クリーン部/環境総務課・環境対策課・生活環境課・みどり自然課 所管部分)

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

狂犬病予防費について、通知の名寄せとタックシールについて、以前質疑したが、その後の成果と今後の方向性はどうか。

溝井生活環境
課長

通知につきましては、3月4日に発送させていただきましたが、バーコードの付与と名寄せにつきまして対応させていただきました。費用面では23万5,083円の減となりました。通数につきましても、2,326通の減となりました。今後につきましては、今回の対応と同様な対応をしていきたいと考えております。

城下委員

狭山保健所管内所沢狂犬病予防協会負担金は、保健所が狭山にいった関係で、所沢市としての事務的な変化はあったのか。

溝井課長

特段の変化はございません。

杉田委員

報償費の所沢市温暖化防止活動奨励品について、今年度の実績として

は、終了月とその後の問い合わせ状況は。

高橋環境総務課主幹 今年度の終了日は、11月2日でございます。以降の問い合わせにつきましては、統計はとっておりませんが、あまりございませんでした。

城下委員 これまでは奨励金だったが、今回からは地産地消と一体化して、地元産品を支給するということだが、申請数をどのくらいと見込んでいるのか、また申請しない人も出るかと思うが、そのへんの議論はどうだったのか。

高橋主幹 奨励品としました経緯としましては、地産地消の効果を目的に行なっております。申請数は以前と同じ400件を考えております。申請しない方がでた場合でも、項目に次世代自動車を加えておりますので、多少の増も期待できるかと思っております。

城下委員 農政課等との調整も必要になってくるかと思うが、大丈夫か。

高橋主幹 農政課との調整は済んでおります。

杉田委員 次世帯自動車以外に対象項目に変更はあるか。

高橋主幹

項目の追加につきましては3点変更がありました。1つは次世代自動車2点目は省エネ改修、3点目は高効率給湯器でございまして、今まではエコジョーズとエコキュートが対象でしたが、石油を燃料とするエコフィールというのがございまして、こちらを追加しております。

杉田委員

なくしたものはあるのか。

高橋主幹

項目からなくしたものは、ございません。

杉田委員

以前は電動自転車が項目に含まれていたが、新たに加えようという議論はなかったのか。

高橋主幹

電動自転車につきましては、実績をみますと普通の自転車からの買い替えという事例が多く、この奨励金の趣旨に合わないと考えております。

城下委員

省エネ改修とはどういう範囲が対象か。

高橋主幹

現在、住宅版のエコポイント制度が実施されてございまして、ペアガラ

スや壁に断熱材を入れたりするなどの、エコポイント制度に合致したものが対象でございます。

石井委員 オートバイも電動のものが出ているが、対象となるか。

高橋主幹 国の次世代自動車普及戦略に次世代自動車が定義されており、それを範囲としておりますので、オートバイは対象としておりません。

石井委員 車で考えると、燃費の悪い車を次世代自動車に買い替えるより、処分するほうが、より二酸化炭素を排出しなくなる。免許の返納をすることにより、代わりの身分証明書や金品を出したりしているところもあるが、これについてはどう考えるか。

高橋主幹 他市で、免許証の返還により補助金や金券を出したりしている制度がありますが、これは高齢者の交通の安全を主眼に制度を設けております。二酸化炭素削減とは目的が違っているかと考えますので、当市では対象といたしませんでした。

西沢委員 この事業による二酸化炭素の削減量を教えてほしい。

高橋主幹	本事業によりまして、年間188.8トンCO ₂ を削減するものと考えております。
脇委員	奨励金の場合の金額は、購入額の2分の1で上限が1万円ということだったか。
高橋主幹	そのとおりでございます。
脇委員	奨励品になったら、金額の考え方はどうなるのか。
脇委員	奨励品の場合は、購入費2万円以上の物を対象とする予定でございます。
脇委員	奨励品とする場合は、1万円の品物とは具体的にどんなものか。
高橋主幹	現在想定しておりますのは、狭山茶プラス加工品、他にはさといもとお米のセット、さといもやお米から作った焼酎・日本酒もございまして、そのような品物を考えております。
脇委員	選定する品物の基準はあるのか、また、1万円分は組み合わせて選べ

るのか。

高橋主幹

今のところ5コースを考えておまして、1コースの単価を5,000円として2コースを選択していただく形を考えております。

桑島委員

日本酒の話があったが、お米はどこで作っているのか。

高橋主幹

市内山口地区で作られているものと聞いております。

西沢委員

おひさまエネルギー利用促進事業費補助金1,400万円の予算は、温暖化防止活動奨励品の予算と比べると3.5倍位だが、おそらく二酸化炭素の削減量ではそこまでいかないのではないかと思う。この事業での削減量はおよそ268トンCO₂ということで、温暖化防止活動は約188トンCO₂だったので、削減量は1.4から1.5倍くらいであるとすると、たいしたことない量だと思った訳だが、この削減量は正しいのか。

高橋主幹

この推計値はある程度オーソライズされた数値を積み上げております。実績値とは例えば日照時間等が違ってまいりますので、実際の効果とは違ってくると考えております。

杉田委員 今年度の実績はどうか。実績から推定する二酸化炭素削減量はどのくらいか。

高橋主幹 今年度の実績ですが、受付終了は9月14日でした。子の事業で削減できたと想定できる二酸化炭素量は、309トンCO₂です。

杉田委員 削減量は当初見込みより多かったということか。

高橋主幹 見込みよりも多くなっております。理由としましては、3.5キロワットのシステムを想定しておりますが、実施にはもっと大きな発電システムを設置した方もおりますので、平均しますと3.6キロワット前後となりますので、違ってまいります。

杉田委員 9月14日で終了しているということは、希望が多かったということだと思うが、終了後の問い合わせ等の状況はどうか。

高橋主幹 受付終了後間もなくは、数件の照会がございましたが、それ以降はない状況でした。

杉田委員 おひさまエネルギー利用促進事業費補助金という名称だが、名称変更は検討しなかったのか。

高橋主幹 確かに、太陽光発電としたほうが分かりやすいとは思いますが、親しまれる名称がよろしいかと考えまして、今後もおひさまエネルギーという名称を使用してみたいと考えています。

桑島委員 環境推進員連絡協議会補助金については、事業仕分けによって指摘のあった事業だが、環境推進員も地域によって温度差があって見直していくべきだと思うのだが、平成23年度に見直したポイントを教えてほしい。

溝井課長 仕分け人からの指摘事項といたしましては、個人の活動内容を把握すべきとの点と環境推進員をやっていたことによる効果を把握すべきとのこととございました。活動内容の把握につきましては、個人の活動を市に報告できるような制度を作りまして、他の推進員さんが利用できるようなものにつきましては、ホームページ等で公表していきたいと考えております。効果の把握につきましては、退任の際にアンケートを実施いたしまして、推進員を務めることによる意識変化等を確認して

まいりたいと考えております。

桑島委員

推進員は講演会や視察に出掛けるようだが、視察の費用についての予算はどれになるか。

溝井課長

補助金の交付の方法でございますが、今年度につきましては、全市的な組織である環境推進員連絡協議会に130万円を交付しております。また、各行政区に地区環境推進員協議会がございまして、推進員の人数×1万円を交付しております。委員ご指摘の視察研修と環境講演会についてですが、環境講演会につきましては、連絡協議会で費用を計上しております。視察研修につきましては環境推進員連絡協議会で催すものと、各地区の環境推進員協議会が独自で催すものがございます。環境推進員連絡協議会の視察研修会につきましては、参加者個人から2万円をいただき、全体経費の不足額につきまして協議会が負担しております。

桑島委員

視察研修先はどこか。

溝井課長

本年度につきましては、日立市の清掃工場の視察を行ない、つくば市の方につくば環境スタイルというものをご講義いただきました。

桑島委員

2万円支払って行くのか。

溝井課長

各地区4名の方に参加していただき、全体で40名程度が1台のバスで1泊でまいります。

桑島委員

それは、やめたほうがいいと思う。議会でも日立とつくばでは泊まりは認められない。近隣であれば日帰りでもいいし、違和感を感じる。平成23年度も同様の計画なのか。

溝井課長

これにつきましては、環境推進員連絡協議会という別組織で事業を計画しているものですので、市が直接関わっているものではございません。委員ご指摘の点につきましては、協議会等に伝えてまいります。

桑島委員

日立とつくばなら日帰りで十分なのに1泊ということでは、視察ではなく旅行と言われても仕方ない。直接関わらないとはいえ、補助金交付要綱もあるので、諸所のバランスを欠くのではないか。

溝井課長

ご意見も踏まえまして、協議会の方に伝えてまいります。

西沢委員

環境美化の日についてだが、環境美化の日と地域の他の行事が重なる

ことがある。調整はとっているのか。

溝井課長

ご意見はいただいておりますので、本年度より、自治会等の行事と重なった場合には、別の日をその地区の環境美化の日として行ないたいとの申し出をいただければ、回収したごみの収集等について協議させていただいて、変更できるようにいたしました。来年度につきましては、環境推進員連絡協議会と自治連合会と市の3者で協議して、実施日を決定していきたいと考えております。

杉田委員

報償費の保護樹木奨励金から巨樹巨木奨励金までについて、面積や本数の変化の状況はどうか。

関谷みどり自然課長

保護樹木でございますが、追加指定が19本、解除が2本でございます。保護地区につきましては、約6,000㎡の追加を予定しております。巨樹巨木につきましては、今年度と同様でございます。

杉田委員

来年度の方向性はどのように考えているか。

関谷課長

特に市街地での保護樹木指定の拡大を考えております。

桑島委員 みどりの基本計画については、説明資料ではみどりが漢字になっているがどういう理解か。

関谷課長 現行の緑の基本計画は漢字でございまして、改訂版につきましては、みどりをひらがなとしたいということでございます。漢字の緑は植物のイメージが強いですが、ひらがなですと湿地や土、水も含めた自然環境全体ということを表せるのではないかとということで、変更したものでございます。

桑島委員 みどりの基本計画策定委託料は金額が安いと思う。金額の根拠はどうなっているか。

関谷課長 緑の基本計画改定作業につきましては、平成21年度からの3箇年の事業でございまして、21年度に基礎調査を実施いたしまして予算額が577万円、22年度は策定検討委員会、これまでに6回開催しておりますが、素案の策定まで行なっておりまして、これに861万円、23年度は検討委員会2回の開催を予定しておりまして、最終的な報告書の作成までを行なう予定でございます。

桑島委員 21年度と22年度の委託業者はどこか。

関谷課長

朝日航洋株式会社でございます。

桑島委員

朝日航洋はこの分野の実績があるのか。

関谷課長

実績を考慮いたしました。

脇委員

公有財産購入費については、個人市民税の1パーセントの枠に関連する部署が集まって要望を出し合い、予算額を決定するものか。

関谷課長

委員ご指摘の1パーセント枠につきましては、公園課とみどり自然課の2課のみどり関係の費用を計算して算出しております。

脇委員

平成23年度については、みどり自然課の予算としては予定していた額を確保できたのか。また、公園課との比率はどうか。

並木環境クリ
ーン部次長

公園課との調整とみどりの緑地保全の調整は事前に公園課担当の次長と連絡しております。公園側はあくまでもカルチャーパークを自然環境保全型の公園として位置付けるので、できるだけ停滞はしたくないとのことですが、ただし予算的には非常に厳しい折、みどりの基金も使っ

て取得を進めていきたいということでございます。比率としては、1対1でございます。

関谷課長

平成23年度の予定でございますが、みどり自然課といたしましては1億876万円、公園課といたしまして1億110万円でございます。その中には緑地保全のための管理費等も含まれております。

また、個人市民税との割合につきましては0.97パーセントでございます。

村田委員

荒幡富士市民の森は、当初計画の何パーセント位の土地取得が終わっているのか。

関谷課長

現在66パーセントでございますが、23年度に用地取得を行ないますと約83パーセントとなります。

脇委員

地域の二酸化炭素削減量については、どのような形で把握しているのか。

吉野課長

目標につきましては、8年間で25パーセント削減としておりますの

で、8年間で割った数字、1年間で約3パーセントを目標値としております。推計の方法でございますが、電気・ガスなどの消費量など各種統計データによる試算の方式がございまして、各種統計の実績が出た段階で、それを推計していきたいと考えております。

脇委員

実績というのはどこが出すのか。

吉野課長

実績につきましては、電気使用量やガソリンの使用量などをそれぞれの統計書から引用してきますので、各所管の統計書が出ませんと推計できないということになります。

【質疑終結】

【意見・採決の保留】

休 憩 午後0時11分

再 開 午後1時10分

※環境クリーン部のデータについて委員長の発言があった。

○ 議案第11号 平成23年度所沢市交通災害共済特別会計予算

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

事業仕分けの結果で、交通災害共済が廃止という方向性が出ている。これに関連し、平成23年度は廃止に向けての準備が今回の予算に入っているのか。

堀中交通安全
課長

事業仕分けで、人件費を一般会計ではなく特別会計でまかなうべきとの指摘を受け、臨時職員の年間雇用を考えており、賃金に計上しています。

城下委員

臨時職員賃金について、事業仕分けの結果についての予算の影響が出ているということか。担当職員を減らしたということか。

堀中課長

今までかかってきた職員の交通災害共済にかかる事務のうち8割程度は臨時職員でもできるだろうと考え、減らした分の職員は交通事故防止業務に振り分けたいと考えています。

城下委員

民間保険会社の、自転車事故に関わる取扱いが減っているという実態は、市では把握しているか。

堀中課長

詳細は把握していませんが、民間でもできる保険が増えてきたと考えています。

城下委員

必要性はまだあると考える。民間保険会社の状況も合わせて、即廃止という結論は現段階では難しいと考えるが、そのことについて議論はあったのか。

能登市民経済
部長

仕分け結果は要改善、2次評価は不要、市の最終方針も不要ということです。この事業のために一般会計から人件費を当てていましたが、ご指摘があったため、平成23年度は事務事業を臨時職員で、費用は特別会計からまかなうということです。交通災害共済は、特に自転車事故に特化した保険ではありませんが、2次評価や最終的な方針、仕分けの内容でもこれだけ民間の保険が充実しているということで、行政の果たすべき一定の役割は終えたのではないかという考え方です。まだ大勢の方が加入しているので、廃止に向けては慎重に進めながら周知も徹底してすすめていくという考えです。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

議案第11号「平成23年度所沢市交通災害共済特別会計予算」に意見を申し上げる。交通災害共済制度は市民からも存続してほしいという声が寄せられている。今回の予算はこれまでのとおりの予算にはなっているが、廃止ではなく、民間保険に入れない方たちが低廉な金額で加入できる制度のため、維持していただきたいという意見を申し上げ、賛成とする。

桑島委員

この会計には賛成の意見を申し上げる。保険業務は複雑な専門性を持つものであり、これまで公共部門でやってきたという一定の役割は終わったと考えるので、事業仕分け等の結果や内部の検討の結果、速やかに廃止を目指して進むことを期待して賛成とする。

脇委員

掛金を見ても、大人は600円、中学生以下は300円で運営されており、この金額で災害の補償が担保されることはなかなかないので、可能な限りこの制度は残すべきだと考えているという意見を添えて、この予算に賛成する。

西沢委員

交通災害共済は経年的に加入者数が減少している中であって、事業仕分けの結果を踏まえると、不要だという判断もあった。加入に際しても集金業務等、自治会にかかる負担が大きいという声も聞こえてくる。以

上のことを踏まえて、交通災害共済については、廃止の方向で速やかに検討していただきたいという意見を添えて、賛成とする。

【意見終結】

【採 決】

議案第11号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第9号 平成23年度所沢市一般会計予算

(市民経済部/交通安全課・商工労政課・農政課・農業委員会所管部分)

【補足説明】なし

【質 疑】

浅野委員

西所沢駅西口開設調査検討支援業務委託料について、検討協議会に市民経済部だけではなく、国の補助金のあり方などの知識のある街づくり計画部や建設部も入るのか。

堀中課長

正式決定ではありませんが、要綱を制定して協議会を設置します。市役所の内部組織は事務局側ということもあるかと思いますが、協力していこうという考えです。

桑島委員

このような形で、どこかに委託したり周辺住民が集まって実際に改札口が開いた事例はあるか。

堀市民経済部

次長

中野区の野方駅、豊島区の東長崎駅、狭山市駅を把握しています。委託の名称は異なりますが、同様の素案作りをコンサルタントに委託したと伺っています。

桑島委員

その結果開いたということによいか。

堀次長

そのとおりです。

浅野委員

われわれの会派は、街づくり計画部や建設部が担当としてふさわしいのではないかということを従前から言っているが、自由通路を作るだけではなく車が通ると西口もロータリー的なものが必要であり、街づくりに関わってくる。市民経済部は平成23年度はアンケートや検討協議会を設置するが、今後の所管について検討していたら教えていただきたい。また、狭山市や東長崎駅はどのような部署が担当していたのか伺いたい。

堀次長

この計画が具体的になった段階で、技術系の部署が中心になっていくものと考えています。また、野方駅は街づくり関係の部署が担当していたと聞いています。

堀中課長

狭山市も街づくり関係の部署が担当です。区画整理が絡んでいることもあると思います。

堀次長

補足ですが、野方駅は都市整備部都市施設担当、東長崎駅は都市整備

部都市計画課、狭山市はまちづくり推進部都市計画課、武蔵藤沢駅は建設部の道路管理課となっています。

杉田委員 西口の改札を造ってほしいということから始まったが、地主の協力が得られなかったことのようなのである。このままの状況でこれを進めても西口側は数件の地権者がいると思うので、場合によっては別の場所を考えるのか。

堀次長 地権者との話し合いでなかなか合意を得られなかった経緯がありますが、現在のところ最初の候補地を考えています。今回は、西口改札ではなく自由通路ということになりましたので、それも含めて検討したいと考えています。

杉田委員 (株)西武鉄道の敷地内の工夫によってできる可能性はないのか。

堀次長 軌道用地ということだと思いますが、土地がなくどうしても使わざるを得ない場合は、鉄道事業者と交渉を進めていきたいと考えています。

城下委員 市内循環バス運行事業補償料について、前年と比較すると減額になっている理由を伺いたい。

堀中課長 実績ですが、償還するバスの数が変わっております。また、昨年の途中でコースと賃金体系を変えたため、運賃収入が増えていることもあります。

城下委員 料金改定で収入が増えたため、市の負担が減ったということでしょうか。

堀中課長 そのとおりです。

村田委員 対象バスは何台か。

堀中課長 12台です。

桑島委員 交通遺児奨学基金について、全体の額と現在の利用実績を伺いたい。

堀中課長 平成23年度の当初推定で、7,161万9,628円です。利用実績は、義務教育の児童に対し奨学金月々5千円、また高等学校入学時の一時金がございます。対象は、4世帯7人です。

桑島委員

約7,000万円の基金であるが、今後対象範囲を拡大しないのか。

堀中課長

県内の他市の状況を見ると、比較的多くの自治体で同様の趣旨の制度があります。バランス等を考えると、交通遺児以外の方とのバランスもありますので、難しいと思います。

桑島委員

利子ではまかなえないようではあるが、もう一工夫あってもよいと考える。例えば自死した方の子ども等を対象としている自治体は全国にないのか。

堀中課長

現在把握しておりません。

桑島委員

競輪場周辺協力費について、競輪場の周辺地域の定義は現在どのようになっているのか。

村松商工労政
課長

西武園競輪によって交通渋滞など環境に対する影響がある地域ということで、吾妻地区、山口地区、小手指地区、それから所沢地区ということで西所沢、金山町、星の宮になります。

桑島委員 小手指地区も大変広く、競輪場に近いところは良いが、小手指駅の南口付近がこれにより渋滞しているのは見たことがない。昔競輪があった時代と現在は違う。特に小手指地区について見直しはしないのか。

村松課長 現在、地区そのものの見直しは行なっておりません。

桑島委員 被害を受けていないにもかかわらず昔の経緯のまま450万円支払われていることについて、市の考えを伺いたい。

村松課長 地区は先ほど申し上げたようになっていますが、実際は競輪場周辺協力報償配分協議会の中で配分率を話し合っ配分されています。吾妻地区や山口地区の配分が高くなっています。小手指地区や所沢地区は低い配分率になっており、影響の差はついているのではないかと考えています。

城下委員 勤労者福祉訪問推進事業委託料は、新規事業でよいか。

村松課長 そのとおりです。

城下委員 この事業の結果をふまえ、どのようなことを検討していくのか。また、

県の緊急雇用創出基金を使っているかと思うが、単年度のみか。

村松課長

これまで中小企業については勤労者福祉が弱いということが所沢市労働実態基本調査の中でわかっており、そういったところに直接働きかけていき、また所沢市次世代育成支援後期行動計画の中で商工労政課が働きかけるという位置づけになっているので、ワーク・ライフ・バランス等について、直接啓発したり県の機関につなぐなどの支援をしていくこととなります。また、市の施策の情報提供をすることにより、事業主側、勤労者側に情報提供し、また今後はアンケートをとってきめ細かい施策をとっていきたいと考えています。なお、Eメールアドレス等も同時にいただくことを考えており、今後市のいろいろな事業等についてリアルタイムでお金のかからない情報を提供していきたいと考えています。2点目ですが、緊急雇用創出基金を活用した事業で、緊急雇用が平成23年度で終了するというので、この事業は1年間で600社を訪問したいと考えています。

城下委員

600社とは、市内の従業員数30人以上の事業所すべてのことなのか。また、ワーク・ライフ・バランスということでは子育て、介護も関わってくるが、庁内の関係部課との連携はすでに調整済みなのか。

村松課長

市内の30人以上の事業所すべてです。平成18年度の事業所・企業統計調査の数字で、実態は少し違うかもしれませんが、リストを抽出して訪問していくことになります。また、次世代育成支援後期行動計画に位置づけられているので、こども支援課と連携し、また男女共同参画ともからみますので、そちらとも話をしながら進めてまいります。

城下委員

子育て等の優良事業所の公表などは視野に入っているか。

村松課長

一般事業主行動計画を策定していただいた事業所は、基本的には従業員が101人以上の場合は公表は義務となり、101人以下は努力義務となります。実際に策定していただいた事業所は市のホームページ等で公表していこうと考えています。表彰をしている自治体もあるようですが、今後の課題だと考えています。

桑島委員

情報啓発推進員はハローワークに提示して募集すると思うが、これは矛盾していて、制度的にはこれまで雇用の経験が少ない人に回すという意思があるが、やろうとしていることは雇用の経験の少ない人には成果が挙げられない仕事だという矛盾のある事業である。市はどちらに重点をおいているのか。

村松課長

ワーク・ライフ・バランスを重視したいと考えていますが、基本的に失業者を雇用しなければいけない中で、このような適性を持った方ということで募集しますが、スキルを持った方が多く集まるとは限りません。実際この事業は本市の中小企業勤労者福祉サービスセンターに委託をして行なっていこうと考えています。それは、本市と密接に関係しながら本市の勤労者福祉を中心になって進めていただいた所沢市勤労者福祉サービスセンターに委託することにより、当初雇用してから実際に調査に回るまでに研修期間を設けます。アンケートの内容など検討していただくわけですが、勤労者福祉センターの職員とともに積み上げていただいて、それから訪問していただくことになります。

西沢委員

行動計画の策定と啓発というものは、無理ではないかと考えるがどうか。

村松課長

啓発は良いとして、実際に策定までいくと、支援の部分で現実的には県のアドバイザー制度などに丁寧につなぐという形で、やる気のあるところを引き上げようと考えています。失業者の方にそれだけのスキルがなかなかないと思いますので、うまく県とも連携しながら支援したいと考えています。

浅野委員

県の労働局に話を聞くと、民間では労働基準法を守っていない企業が多いという話である。雇用された人が、おかしいと感じても、市に雇われているので、企業に対して強い指導はできないが、正確なことができるのか。また、川越市や狭山市も平成23年度にこの事業を始めるのか。

村松課長

労働基準法が守られていないことを知り得た場合に、すぐに労働基準監督署に通報するのは難しいと考えます。川越市や狭山市は平成22年度に緊急雇用や国の事業を使って行なっており、成果物は出たと聞いております。

浅野委員

うまくやっている企業を評価するということか。

村松課長

川越市や狭山市の取り組みは、企業を直接訪問し、調査を行ったり情報提供するという点は似ておりますが、ワーク・ライフ・バランスについての取り組みを行なっているわけではありません。緊急雇用創出基金を使っているなど、形式が似ているということで挙げましたが、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行なったりしていることはありません。

桑島委員

農業総務費の埼玉県土地改良事業団体連合会負担金、川越土地改良推進協議会負担金について、現在市内で土地改良を行なっているところは

あるか。

越阪部農政課長 現在土地改良事業は実施しておりません。

桑島委員 払わなくても良いのではないか。

越阪部課長 農業振興地域のある市町村を対象に会員になってもらうということで、現在も会員になっております。

桑島委員 埼玉県農業農村振興対策協議会負担金との違いはなにか。

越阪部課長 埼玉県農業農村振興対策協議会負担金の事業の目的は、地域農政の推進、経営構造対策等の農業振興関連事業に関する事務を行っており、土地改良の方は土地改良事業の適切な事務の執行のための情報提供や技術的支援を中心に行なっています。

桑島委員 一番最近土地改良を行なったのはいつか。

越阪部課長 昭和50年代から平成初期まで、柳瀬地区、本郷の土地改良を実施しておりました。

桑島委員

脱退するとペナルティがあるのか。

越阪部課長

今後調べます。

村田委員

今後本市が土地改良をする予定はあるのか。

越阪部課長

ほ場整理を伴うような事業はありません。

桑島委員

最初の話では、県道に接道しない、土地は買い取らない、地権者が寄付をするという話を聞いているが、話が変わってきている。現在の状況を伺いたい。また、農道幅を変えるかどうかという話があったがどうか。

越阪部課長

東京狭山線の接道については、下富で交通事故があった頃に接道か可能かどうかを警察に聞きに行ったことがありますが、接道はできないと言われました。昨年4月に聞きに行ったところ、南側から来て右折する場合は、ふさいでいる中央分離帯を開けることはできないが、下富側から左折する入り口であれば、一般車輛が通り抜けできないよう工夫したうえであれば差し支えないということがありました。正式に具体的になってきたら文書で協議しようというところです。また、土地は買収に

か寄付かはまだ決まっておりませんので、買収にするという話はしたことはありません。道幅については、最初に要望があった頃は12メートル、または歩道付きなどの話がありましたが、交渉の経過で、平成19年に地元で4メートルでよいという話がありましたので、現在もその話で進めております。

桑島委員

一般車輛が通り抜けできない形とは、ゲートを設けるなどするのか。また、最初は寄付という話であったが、買収も否定しないのか。

越阪部課長

寄付か買収かについては、どのようにするかは決まっておりません。通り抜けができないようにするには、バリカのようなものを設置し、農業用トラクターが入れるくらいの幅に制限することを考えています。

桑島委員

農業用トラクターの車幅は、一般乗用車と同じかそれ以上だと考えるので、意味がないのではないか。

越阪部課長

どのような車止めにするかは、他市の事例等も踏まえて今後検討したいと思います。

桑島委員

終点は途中で止めるのではなく、何らかの県道なり地道と接続するの

か。

越阪部課長

始点と終点が広い道路につながる可能性はありますが、道路の構造等を検討して、通り抜けても意味のない道にしたいと思います。

桑島委員

この敷地内には納税猶予の土地がたくさんある。納税猶予の土地を農道にする、しかも構造改善事業が入っていない地域でできる仕組みを伺いたい。

越阪部課長

地域の皆様の話にも出てきていますので、今後税務署と協議を進めたいと思います。

桑島委員

お金を払えばよいというものではなく、そもそも農地法の根幹にかかわる問題である。納税猶予が外されるには極めて厳格な適用条件があるが、どのようにするのか。

越阪部課長

そのようなことが可能なのかも含めて税務署と相談したいと思います。

桑島委員

それがわからないのに測量してはいけないと思う。農地法の改正で、

厳格化する地域は厳格化しようという流れの中、納税猶予も無期限になった。まして、農業振興地域である。そのへんがはっきりしないまま出したのは、どういうことか。

越阪部課長

納税猶予がある土地があることは、平成21年度に登記簿の調査をした段階で把握しており、土地の関係者からも納税猶予はどうかという話があったことは承知しています。市としては、月野原地区の、畑だけでも約100ヘクタールある中で、700、800メートルの南北の道でそのあいだに道がないということは、他地区や市外から耕作に来る方にとっても不便であり、農業機械も大型化している中で、他人の空き地などを通らなくても自分の農地へ行けるような農道を整備してほしいという要望を以前から強く受けていたので、4メートルの道であればということで話をし始めているということです。今後それをつくることで、農業をできなくなった人が農地として土地を貸すなど、現在でも市外の所有者や、市内でも中富地域以外の所有者がいますので、その方々が営農しやすい環境をつくるということで計画しているところです。

城下委員

この事業は何年目になるのか。

越阪部課長

平成23年度で3年目です。

城下委員

当摩市長が市長に就任してこの地域を視察したときに、調査するとお話ししたので予算に反映されたのだと思うが、その段階で納税猶予等の問題は担当は承知していたと思う。それにもかかわらず、調査をすると約束してしまったので、測量費という形で3年事業で出てきたのか。

越阪部課長

納税猶予の話が出てきたのは、平成21年度で、市長の視察時はそのような話は特にありませんでした。

城下委員

斎藤市長の時代には、そういった要望があっても、いろいろな課題もありこういった形での予算は出なかった。その辺の経緯も含めて、当摩市長になって、測量しようということになり、3年事業という形で新年度も予算計上されたということか。

越阪部課長

平成19年度までは、地元は6メートル道路を要望しており、市では不可能で、話がかみ合うような状況ではありませんでした。それを4メートルでいいと地元でも合意したため、話を始めたということです。

浅野委員

今まで市が分筆をきちんとして農地を整備するために測量にお金を出したことがあるか。また、市内で農道を作って市が買い上げたことは

あるか。

越阪部課長

市では、農道を作ったことがありませんでした。土地改良事業で道を広げるということは、土地改良区の換地処分のような形で土地を出して行なっていたのだと思います。

浅野委員

4メートル道路の分筆者がわかり、寄付していただける場合は、農道と生活道路のどちらになるのか。

越阪部課長

農政課の管理する農道になります。

杉田委員

多くの地権者からの要望があったとのことであるが、反対する方もいるのか。

越阪部課長

明確に反対している方もいらっしゃいます。

能登部長

市内の農業振興の盛んな地域で農業を営んでいる方が、土地が相続されるに従い、他の人の土地に入らないといけないなど農作業に支障をきたしております。市全体として、農業振興のため基盤整備もしなければならぬということで、農道を測量したいと考えます。

桑島委員

純粹に農業振興のため権利関係を整理するには土地改良が一番よい。
本市は土地改良関係の負担金を負担しており、市単独でやるよりも、補助が充実しているが、なぜ比較されていないのか。

越阪部課長

国の補助金が利用できないかということで、平成20年と21年に関東農政局に、県の職員も同席して聞きに行ったことがあります。平成20年は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金制度の中で、ほかの地域振興策と一緒に農業集落という可能性があるということで、そのつもりで検討し、関東農政局へ相談に行ったところ、三富地域なのでいかなものかという話があり、現在止まっている状況です。

桑島委員

三富地域だといけないという法的根拠はなにか。

越阪部課長

三富の100ヘクタールの畑の中の、農地をつぶすというのはいかなものかということで、短冊が壊れたらどうするのかということでした。市としては、短冊のことよりも地域の耕作放棄地や作付けがされない畑が少なくなるため、景観等にも配慮しながらやっていけばよいのではないかと考えております。

桑島委員 いわゆる窓口規制だと思うが、法的根拠を示して、採択要件に合致しないということを示していたのか。

越阪部課長 規制は特にありません。相談にも乗っていただけませんでした。

桑島委員 行政不服審査をかけて話し合うなどすべきである。断られたから自分たちでつくるという論理は納得できない。だめな理由はあるのか、もう一度伺いたい。

越阪部課長 農村漁村活性化プロジェクト支援交付金の提出窓口は農林水産省でしたが、まず関東農政局に相談しました。しかし、ハードルが高いということと言われてしまったということです。

城下委員 三富の遺跡は国で指定されているのか。

越阪部課長 県の指定遺跡です。

城下委員 この事業の今後かかる総額費用が2億3,700万円とのことであるが、農道整備全体の予算なのか。

越阪部課長 基準点測量から始まり、用地測量、新設の舗装工事を前提としています。土地代は決まっていますので入っておりません。

城下委員 農道なので一般車輛を規制するとなると、きちんとした舗装ではないということか。

越阪部課長 あくまでも一般的な道路の新設で考えた場合の方法でいく場合です。そのような形で必ず行なうと決定してはおりません。

浅野委員 考えとして、舗装して行なうと決まっているのか。

越阪部課長 どのような構造の道にするかは正式に決定したわけではありません。

浅野委員 市が農道を購入する可能性があるのは、通学路の安全と農業振興のためなのか。

越阪部課長 一番は農業振興です。今後も中富の月野原地区に市のまとまった農地があり、農業を振興していくことを考えてのことです。

村田委員 部としての基本方針が決まっていないようである。部としての議論は

行なったのか。部長見解を伺いたい。

能登部長

農業振興地域の中心的な場所として、農業者が将来的に農業を続けるために、要望がありました。4メートルでもよいから造りたいということでしたので、部としても測量費としてお願いしたものです。

村田委員

部として、統一見解が出てきて始めて議会で議論できるのである。統一見解をはっきり伺いたい。

能登部長

部としては、この地域に農道を整備することは、将来的な市の農業振興に役立つ施設だと考えていますので、測量費をお願いしたいと思えます。

村田委員

測量した後は途中の変更をせずに事業を進めていくということか。

能登部長

農道を整備していきたいということです。

城下委員

議案質疑では、納税猶予の地権者がいるかという質疑に対し、わからないという答弁であった。委員会ではそういった地権者はいるという答弁であるが、どちらなのか。

能登部長

議案質疑では納税猶予の地権者がいるということは承知していると答弁しているかと思います。

城下委員

土地の買収か寄付かの結論により、市全体として財政をどのように振り分けていくかが大きく変わると思う。方針は固まっていないのか。

休 憩 午後2時30分

再 開 午後2時50分

矢作委員長

先ほどの見解について、部長からお願いします。

能登部長

農道は寄付なのか買収するののかについては、市としては、農業振興地域の中心的地域の農作業に支障をきたしているということで、地元から要望があり、測量費をお願いしています。寄付か買収かについては、農道を使う皆様の土地ですので、そのとおりになるかは分かりませんが、皆さんで出していただきたいという考えで進める方向です。

石井委員

出していただくというのは、どういうことか。

能登部長

提供していただくということです。

桑島委員 公有地寄付は、公租課税の猶予が伴う。都市計画施設の場合は納税免除という制度が出てくるが、この場合はどのような形になるか。

能登部長 農道の用地の寄付の場合、減免の措置はありません。

桑島委員 去年の議事録では、農村活性化プロジェクト支援金を申し込んでいるということであるが、どうなったのか。

越阪部課長 その支援交付金について関東農政局に相談したところ、景観を壊すことになるということで担当課に反対されてしまいました。

城下委員 商店街空き店舗実態調査委託料について、調査を委託にすることについてと、調査後はどのように市の事業につなげていくのかを伺いたい。

村松課長 緊急雇用を活用した事業で、委託で行う予定です。委託先は、プロポーザル方式等で、調査会社等を予定しています。調査後は、調査の中から市の実情に合った形を見つけて、有効な施策をとっていきたいと考えています。

城下委員 現在の空き店舗数と、空き店舗の持ち主が本市在住とは限らないので、どこまで追跡調査ができるのか伺いたい。

村松課長 空き店舗は、平成20年の「所沢の商業」の中で把握している限りでは、143店舗です。現実的には47商店街あり、空き店舗はもっと多いかと思います。まずは商店街の会長などに話を伺う中で、オーナーに接触ができるかというところから入っていかざるをえず、最終的には話を伺えるかは個々の状況によります。

西沢委員 緊急雇用で、雇用の創出にどのようなつながっていくのか伺いたい。

村松課長 実際は受託会社に対し、特記仕様書という形で雇用についての注文をつけることとなります。失業者を雇用してくださいということで、仕組み上はどこの失業者でもかまわないのですが、本市としては所沢のハローワークに求人を出してほしいということをお願いするつもりで、11人を2箇月の短期間雇用したいと考えています。

桑島委員 年齢制限は設けないのか。

村松課長 雇用対策法により、年齢制限は特別な事情がある場合を除き、設ける

ことができません。

石井委員

新規創業ビジネスコンペ報奨金について、新規創業ビジネスとビジネスプランコンペが今回一緒になっていたと思う。プランと起業は分けて考えたほうが良いのではないか。

村松課長

市としては、市内に実際に開業していただけるという実現性も高い評価ポイントにしていることから、プランと起業が別とは考えておりません。

石井委員

すぐれたプランを出すことと新規に創業することは、別な考えだと実感している。プランを利用させてほしいという問い合わせは多いと聞いているが、情報だけ渡してしまうと競争相手となるため、起業ができなくなる。起業にこぎつけるためには30万円もらってもまだ融資が必要であり、それだけの技術料を蓄えることは難しく、分けて考えると今後可能性が出てくると考えるが、検討していただきたい。

村松課長

プランと起業はある意味別の次元になるかもしれませんが、市としては税金を使って報奨金を出すということもあり、また募集の段階でプランは公表することになることを前提で応募していただいております。市

内でプランを実現してほしいということで市税を報奨金にさせていただいており、プランだけを考えてコンペを行なうことは現段階では難しいと考えております。

桑島委員 所沢商工会議所補助金について、商工会議所は一般にも貸し出すことになったが、利用料金体系と実際の運用状況を伺いたい。

村松課長 実際の利用の実態について、会員、非会員・市民のくくりがあり、平成22年9月から平成23年3月までの集計ですが、25件の利用があり、会員は13件、非会員・市民が12件となっております。商工会議所の利用料金ですが、会員事業所が1区分1部屋2時間2700円、市民及び非会員が3,500円で、2010年9月から3月まで26件あり、総額で216,500円となっています。

桑島委員 料金が高いということで評判が悪い。週1回のペースでしか借りられていない。市で補助金を出しているわけであるが、25件をどのように見るか。

村松課長 利用がされていないと感じます。広報等で積極的に知らせていただくようにし、また市でも周知していこうと考えておりますが、実態として

広報しても利用が上がらなかったり、市民から利用しづらいという声がたくさんあれば、料金そのものについても再考をお願いする必要があると考えています。

城下委員

所沢市駐車場管理委託料について、元町地下駐車場は30分無料、それ以降有料である。利用状況と、障害者の利用料金減免や、商店街を利用した場合の利用料金軽減についてその後の状況を伺いたい。

村松課長

平成22年度の総利用台数は、12月現在で53,641台、使用料は748万2,400円です。身体障害者の方の利用件数は把握できておりません。商店街との関係ですが、指定管理を受けている日本駐車場工学会と所沢銀座協同組合との話し合いで、商店街で目印のシールの貼ってあるお店で一定額を利用された場合、商店街が利用料金を持ち、利用された方は負担しないということになりました。

城下委員

障害者の利用件数を把握してほしいということは、仕様書に盛り込まなかったのか。また、利用者から坂になっているので危ないという声があるが、どのように考えているか。

村松課長

障害者の利用件数について、仕様書には盛り込んでおりません。また、

2箇所出入口があり、3階構造になっていること等もあり、複雑な構造であることは確かです。指定管理の業者と市で現場を確認し、例えば必要なところに目立つコーンを立てたり、方向を示す矢印などを随時つけ、なるべく事故が起きにくいように工夫をしております。

城下委員

障害者の利用について、県の施設の駐車場では無料になっているが、その辺の協議はなく、平成23年度の予算にも反映されていないということか。

村松課長

指定管理者との協定書は当初に結んだのみなので、平成23年度は現実問題として予算に組んでおりません。

城下委員

必要性は認識しているのか。

村松課長

確認しにくい部分もあるかと思いますが、どのような対応ができるか今後指定管理者とも話し合いたいと思います。

西沢委員

商業振興普及啓発事業委託料について、商店街振興対策事業補助金と似ているが、事業内容を伺いたい。

村松課長

商業振興普及啓発事業委託料は、ふるさと雇用を活用して、商店街連合会に市の委託事業として行なっているもので、市の商業振興条例で商店街振興、商店会への加入奨励があるので、市としても商店街連合会に委託し、商店会への加入促進や商店会の皆さんを対象とした研修やセミナーなどを行なうものです。商店街振興対策事業は、商店街の行なうソフト事業や施設等の整備事業に対する補助金です。

西沢委員

ふるさと雇用ということは、昨年もあったのか。

村松課長

昨年もありました。

西沢委員

何人雇用しているのか。

村松課長

商店街連合会の契約社員として1人雇用しています。

城下委員

所沢市中小企業等協同組合相互扶助事業補助金について、予算で見ると3年間の予算組であるが、その後も継続していくのか。

村松課長

要綱も3年後には失効してしまうため、継続の要望や社会状況で判断することになりますが、本稼動に移ってから3年間のスタート時点の補

助と考えています。

矢作委員長 住宅リフォーム資金補助金について、どのような事業が対象になるのか、また事業所は市内業者限定なのか。

村松課長 市内業者限定です。基本的に建て替えではなく、改修・増築、リフォーム関係はほぼ対象になります。ただし、市で行なう我が家の耐震改修といった補助金や福祉で行なっているバリアフリーと補助の対象となる部分が重ならないようにします。制度として異なる住宅エコポイントなどは、同時に受けることができるよう考えています。

西沢委員 本社が市外にあり、支店が市内にある業者は対象になるか。

村松課長 市内に拠点があり、市内で領収書が発行できるのであれば対象になります。

城下委員 予算は500万円であるが、利用件数が増えた場合、補正もありうるのか。また、今回の補助事業を創出するに当たって、市内の経済波及効果はどのくらいか。

村松課長

予算がなくなった場合、補正をしている自治体もありますが、当市では現段階では補正は考えておりません。また、どの時期で予算を使い切るか等も一つの判断材料になるかと思います。また、経済波及効果の算定は難しいのですが、単純に事業費ベースでは約20倍以上の工事費が発生するということがどの自治体でも見られているので、この事業をつくったことが要因かの判断は難しいところですが、金額で言えば20倍以上の効果が得られると考えます。

浅野委員

いつどのような形で周知するのか。また、同じ業者に申請が集まった場合、市内業者を公平にみるのか伺いたい。

村松課長

広報に掲載してからの受付を考えています。最短で5月の広報に掲載できるよう考えておりますので、受付は5月以降になるかと思いますが、ホームページ等での周知は早めの段階からできると思います。また、基本的には市民が申請することになるので、手続きの簡便等を考えると、委任状による申請も考えております。業者の方が申請することもあるかと思いますが、一定のところに集中してしまうことについては、現段階で方向性は決まっておりません。他の自治体でもそういった傾向が見られると伺っていますので、他の自治体の例も見ながら検討していきたいと考えています。

石井委員 補助を5パーセントではなく10パーセントにするという議論はなかったのか。

村松課長 同じような事業を県内でも24自治体が行なっているという現状があります。11自治体が全く同様の規定になっており、あとは限度額や補助率が違っており、基本が5パーセント10万円となっていることが大きいです。また、補助率を上げれば、それだけの効果はあると思いますが、他の自治体では5パーセント10万円でかなりの利用があることから、並んだ形でのスタートとしたところではあります。

石井委員 制度の賢い利用の仕方も併せて市民に説明する必要があるのではな
いか。

村松課長 ホームページやチラシ等を手続き等がわかりやすいように作りたいと考えています。建築業者もこれを活用して仕事につなげようとする方が大勢いると思いますので、むしろそういった方々が詳しいケースが多いと思います。

西沢委員 債務負担行為の「勤労者等借入資金利子補給金」、「日本労働者信用

基金協会との損失補償契約に基づく補償」、「農業近代化資金利子補給金」、「中小企業借入資金利子補給金」、「埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく補償」については、平成22年からの事業か。

村松課長

「農業近代化資金利子補給金」以外が商工労政課の所管で、以前から続いているものです。

西沢委員

それぞれの実績を伺いたい。

村松課長

勤労者等借入資金利子補給金は制度そのものの利用者が勤労者住宅資金の利用が97人です。勤労者住宅補修資金での利用が2人です。日本労働者信用基金協会との損失補償契約に基づく補償は平成18年度以降実績はありませんが、契約に基づいて行なっています。中小企業借入資金利子補給金は平成22年度前期は32件で63万2,300円、平成21年度は前期と後期を合わせて160万2,800円となっています。埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく補償は、平成22年度は平成22年12月末現在で4件であり、87万1,525円で、平成21年度は10件で226万2,206円です。

西沢委員

平成22年度は全体的な数字ではないものの、傾向としては市内の景

気動向が上向いているという判断でよいか。

村松課長

平成21年度は融資の額も件数も多く、代位弁済に至るケースも多かったのですが、平成22年度は少なくなりました。

脇委員

流通センターの返済が始まるとのことで、利息がないことについての説明と、2つ債権があったかの確認と、もう1つも将来返済するつもりなのかについて伺いたい。

越阪部課長

利息がないことについて、平成22年10月に法律相談を実施し、市と埼玉西部食品流通センターの関係で、無利息でも差し支えないかを伺いました。別人格であっても流通センターの資本主体は市と他の公共団体であり、無利息でも差し支えないということでしたので、そのようにいたしました。もう一つの返済は、派遣職員経費等負担未払金かと思いますが、運転資金を返済してから考えることになると思います。

脇委員

派遣職員経費等負担未払金で貸しているお金の総額を伺いたい。

越阪部課長

3億167万1,722円です。

脇委員	埼玉西部食品流通センターはこれから改修等も予定されるが、議会質疑に関わらずやっていく見通しが立ったということでしょうか。
能登部長	銀行から借り入れていたお金の返済が完了し、市にお金を返すことができるようになったということで、修繕費等もかかりますが、返済はしていきたいと考えています。
浅野委員	運転資金はいくら貸していたのか。
越阪部課長	2億1,170万8,000円です。運転資金の内容は、施設修繕資金も含まれています。
西沢委員	緊急雇用創出基金が3億円ほどきており、昨年も2億円ほどある。何人くらいの雇用の確保につながるのか。また、市内の失業率にどの程度影響があるのか。また、国から今回の事業についての実態調査が行われる予定はあるのか。
村松課長	緊急雇用はつなぎ的な雇用ということで、基本的には半年単位のカウントと考え、平成21年度が10事業80人、1年通してでは40人です。平成22年度は30事業227人、平成23年度は42事業257

人の予定です。ふるさと雇用は平成21年度が4事業12人、平成22年度が7事業19人、平成23年度も7事業19人です。市内の失業率に与える影響は把握しておりません。国から市に調査が来るのかについては、平成21年度が終わった段階で、サンプル調査がありました。それによると、「役に立ったか」という質問に対し、緊急雇用を活用した方のうち28パーセントの方が「大変役に立った」とし、「役に立った」という方が50パーセントで、何が役に立ったかについては、当面の収入が得られたことが一番多く、次に「仕事の内容が合っていた」、また、緊急雇用が終わったあと就労の経験がある方が72.4パーセント、その後特に職につけなかった方が27パーセントでした。72.4パーセントの内訳も、約3分の1の方が実際に緊急雇用で使われていた職場にそのまま雇用されたということです。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 午後3時50分

再 開 午後4時00分

○議案第23号 所沢市市民活動支援センター条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員 平成23年度は直営だと思うが、配置する職員数を伺いたい。また、議案資料中の「他自治体の類似する政策」の中では19自治体が拠点設置しているということで、直営なのかどうかを伺いたい。

堀内市民活動支援室長 職員は変則勤務を考えており、正職員2人、臨時職員3人を要望しています。県内では19自治体に設置しており、公設公営が12自治体で、公設民営が7自治体です。

西沢委員 当初の方針では、民間委託するという構想があるが、民間委託になると事業費が削減される可能性があるのか、民間委託でも変わらないのか。

堀内室長 1,384万円のうち、工事が905万1千円、備品等の購入で134万1千円かかります。初期費用は約1,040万円です。これを除いたものが毎年かかるものですが、一番人件費が違うかと思います。

城下委員 検討委員会の報告では、当面は公設公営という方針が出ていたが、ど

のようになるのか。

堀内室長

当分の間という表現になりますが、できるだけ早く円滑な運営にもつていき、取り組んでいきたいと思います。

脇委員

運営協議会が中心になって年度ごとの計画が決まっていくということとでよいのか。

堀内室長

検討委員会で議論のあった運営協議会は、第三者機関的に事業の計画をチェックしたり、運営状況の結果を受けて評価したりする評価機関的なものを例として考えています。利用者懇談会については、登録している団体の代表者等で構成し、運営に対するご意見をいただくものが必要だということで、検討委員会から提言をいただきました。

脇委員

報告書には、実施計画を策定しながらという形で運営協議会のことが書いてあるが、実際はチェック機関として考えるということとでよいか。

堀内室長

開設検討委員会の報告書の27ページにもありますが、運営協議会として地域やさまざまな分野で活躍する団体の代表者で構成ということで、一つの例として掲載しています。他市でも一つの例として、チェッ

ク機関的に運営状況を確認し、計画についても認めていただく協議会的な組織と考えています。

脇委員

条例上にはその組織のことは書いてあるのか。また、条例第3条第5項で、「市民団体を行う団体と市との協働に関すること」とあるが、具体的にどのような関わり方を想定しているのか。

堀内室長

条文には協議会を入れていません。また、具体的には市の委託事業や共催事業、団体と協力して行なう事業を協働と考えています。具体的には、ガーディアンエンジェルスなどです。

桑島委員

協働の定義は、自治基本条例と同じでよいか。

堀内室長

意識して作っているつもりです。

桑島委員

自治基本条例では、市民の定義は居住する人に限定している。通勤・通学する人を入れると、自治基本条例との齟齬が生まれるが見解を伺いたい。

能登部長

自治基本条例は、所沢市民の条例であり、他の自治体とは区別された

所沢市民ということで、市民の自治ということになっています。市民活動支援の場合は定義の背景と関連がないと意味がなく、市内で公益的な活動をしている他市の方も地域の活性化に協力していただくという背景があるので、自治基本条例の定義を破るような意味合いで作ったものではなく、矛盾はしていないと考えます。

桑島委員

まちづくりセンター条例同様、今回の条例も市民活動を定義しない形で作っている。市民活動はネガティブリストしかなく、公益性の判断があいまいになる。自治基本条例の定義があってセットになると考えるが、市民活動の定義は自治基本条例の定義を引用するのか。また、学生が歴史や数学の研究会を組織した場合、ミーティングルームの利用を排除できるのか。また、登録団体を認めるかどうかの行政処分の基準があいまいであるが、重要である。どのように考えているのか。

堀内室長

市民活動の定義については、「市民活動推進基本方針」で市民活動の定義をしています。公益というのは、特定の団体等ではなく、不特定多数の第三者の利益のための活動と捉えております。ミーティングルームは、社会貢献活動であれば登録の上活動は可能ですが、仲間の会だと難しいと考えます。登録団体については、公益的な活動から不特定多数の第三者の利益になる社会貢献活動が前提となりますので、基準に照らし

て判断したいと思います。

桑島委員

歴史研究会でも学習塾に行く時間のない子どもに歴史を教えるということになるとう公益性が出てくる。登録団体規定があるが、明確に線引きができないにもかかわらず登録認定できない場合、どのようにコントロールするのか。行政不服審査の例によるのか。

能登部長

許可という処分になるので、不服がある場合は不服申し立てを行なうことはできると思います。線引きの仕方は当市だけではなく難しく、許可する以上は内容や目的を聞いて判断するしかないと考えています。

桑島委員

うまく対応できる職員が必要であるが、適任の職員を手配するか。課長級を配置するのか。

能登部長

課長級を要望していますが、そのとおりになるかは分かりません。運営に関しては利用形態の中で中心的なところになりますので、注意を払っていきたいと考えています。

村田委員

第6条では、「センターを使用することができるものは、市内で市民活動を行い、又は行おうとする市民とする。」とあるが、第8条ではミ

ーティングコーナーを使用できるものは、市民活動を行う団体であって登録を受けた団体とする。」とある。誰が認定を行なうのか。

堀内室長

判断はセンター長が行ないたいと考えております。

村田委員

誰でも使えると読める第6条と矛盾しないか。

堀内室長

第7条ではミーティングコーナーと呼ばれる部屋で、打ち合わせができるような場所ですが、登録をした上でご利用いただきたいということです。

村田委員

すでに登録したと認められる団体はあるのか。手続きをしないと認められないのか。

堀内室長

登録の手続きはあらかじめ行なうことも可能ですが、現段階では登録の手続きは行なっておりません。

浅野委員

登録した団体がどのような活動をしているかについての資料コーナーは設置するのか。

堀内室長 団体の登録情報は、できるだけ団体の了解を得たうえで紹介していきたいと考えております。

矢作委員 運営についての条例上の定めがないことを確認したが、14条にある規則で定めるということによいか。

堀内室長 そのように考えています。

【質疑終結】

【意見】

桑島委員 市民活動支援センター条例については、意欲的な条例であり、必要性も高いことは認めるところであるが、基本規範たる自治基本条例との整合性は配慮を払ってほしい。市民の定義やそもそもの自治基本条例は市民の自治の形、協働の形をルール化したものであるが、整合性が取れていない印象を持つ。今後も整合性を取り、場合によっては条例の改定も視野に入れていただきたいと思う。また、支援センターの要点は、登録団体の行政処分、登録認証が大きな役割を果たすと思う。この性格付けにより、支援センターがより本来の目的に沿っていくものなのか、そうでないのかが決まるので、実際に登録の担当をする職員は課長職以上の一定の責任のある方を配置しないと、市民に対しても無責任であり、行

政処分としては心配が残る。この2点を申し添えて賛成とする。

浅野委員

賛成の立場で意見を申し上げる。現在活動しているNPO団体やボランティア団体以外でも、新たに活動の可能性のある多くの市民に周知をし、この場所を活用できるようにしていただきたく意見を申し上げる。

脇委員

この条例については迷うところがあるが、改善をすべきだということ为前提として賛成する。まず、この条例からは組織的な整理が読み取れない。また、第3条第5項「市民活動を行う団体と市との協働に関すること」について、市から団体になにかを依頼するような説明があった。市民活動を行なう団体と市の関係は、お互いが同じテーブルに立つことが必要である。また、自治基本条例が苦勞して出来上がっているので、用語の定義などは整合性が保てるように今後の作業で改善していただきたいという意見を申し上げて賛成する。

城下委員

自治基本条例との整合性で、条例の提案が今議会になったということで、時間的な部分もあるかと思うが、運営委員会の位置づけや組織のあり方など理解しづらい点がある。また、審議の中で平成23年10月1日施行ということで、責任者の位置づけが重要になってくるが、公設公営が適正な判断であったという印象を持っている。そういったところに

も配慮して、きちんとした運営ができるような体制をとっていただきました
い。

【意見終結】

【採 決】

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

○議案第25号 所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員 議案質疑の際に、調定額の部分を委員会で報告するという事になっていたかと思う。

麻生国保年金課主幹 現行税率が70億6,820万2,600円です。改正案として、65億4,581万9,200円で、現行税率との差額が5億2,238万3,400円です。

城下委員 これに対して収納率を乗じたものが議場の答弁の金額でよいか。

麻生主幹 そのとおりです。

杉田委員 第2条第2項で、限度額を47万円を50万円に改めるとある。この条例は全体で値下げになるということであるが、この部分は値上げになると考えられる。総額では4億5千万円の値下げになるとのことであるが、値上げ部分と値下げ部分を伺いたい。

麻生主幹 賦課限度額を50万円に引き上げた場合、約5千万円の歳入増になります。税率を下げることで約5億円の歳入減となり、差し引き約4億5,000万円の減となります。

杉田委員 上限額があると思うが、どのように変わっていくのか。

麻生主幹 医療給付費分の限度額は、47万円が50万円になり、後期高齢者支援均等分が12万円、介護納付金分が9万円、合計が71万円です。

杉田委員 今まで68万円であったのが、3万円がそのまま上乗せで71万円になったということである。広報的には国保税の値下げということであるが、値上げになる人もいることになるが、対応はどのようにするのか。

麻生主幹 周知方法は、広報4月号と7月号、ホームページを予定しています。そこで、全員が値下げというわけではないことを周知したいと考えています。

城下委員 今回の改正は医療給付費分である。加入者すべてが値下げになるのか、一定の方が値下げになるのか。

麻生主幹 中間所得者層を中心とした負担軽減を考えています。限度額を超えているのは約2,500世帯で、限度額は3万円の負担増になります。

城下委員 どれくらいの人たちが引き下げになるのか。

麻生主幹 約5万6,700世帯の国保加入世帯があるので、5万4,200世帯が軽減ということになります。

西沢委員 平成22年8月26日の所沢市国民健康保険運営協議会の資料10ページに、今回の改正の影響額一覧がある。1人世帯から4人世帯の試算が載っており、1人世帯や2人世帯は所得が約800万円台であると増額になっており、3人世帯や4人世帯は約700万円を越えると増額になる傾向があるが、表の見方がよくわからない。「20～23年度改正による影響額」の100円とは何を指すのか。

麻生主幹 平成20年度の増額分が4,400円、平成22年度で7・5・2割軽減がありましたので、3,900円の減になります。そして平成23年度の税率改正で600円減になるので、この2年分を足すと4,500円の減になります。平成20年度の税率改正に比べ、100円の減額になるということです。

桑島委員 処理の方法として、2割軽減をもっと幅広くとるなどの処理の仕方は
なかったのか。

木曾国保年金 7・5・2割軽減は法定軽減なので、市独自で範囲を増やすものでは
課主査 ありません。

西沢委員 今回の改正は中間所得者層の対策ができていないということによる
ものだとのことであるが、モデル世帯の試算でどのくらいの減額になる
かを伺いたい。

麻生主幹 資料の11ページにありますように、4人世帯で資産割がなく、所得
400万円の場合、税額は平成22年度が44万8,900円、平成2
3年度は41万1,500円、その差額が37,400円の減額というこ
とです。

休 憩 午後4時55分

再 開 午後5時00分

【質疑終結】

矢作委員長 城下委員から議案第25号に対する修正案が提出されました。

休 憩 午後5時01分

※休憩中に修正案を配付した。

再 開 午後5時10分

矢作委員長

修正案を本案と併せて議題とし、提出者からの説明を求めます。

城下委員

国民健康保険税の医療給付費分の引き下げの修正案として提出しています。所得割の税率7.3を4.7とし、均等割の11,000円を0とします。上限の50万円はそのまま、総額19億3,340万6,913円の引き下げ案です。提案の理由としては、平成20年度の値上げは後期高齢者医療制度の導入による支援金を加入者に負担していただくことによるという趣旨の諮問が提出されました。市の単独運営費繰入金は、当初予算は23億円で予定されていました。審議会でも、約24億円の値上げにより平成20年度の当初予算の23億円を繰り入れてもこの程度不足するということで値上げされたという経緯があります。ここ数年、一般会計の繰り入れ金額を見ても、年々減少しています。総額19億3,340万6,913円は、諮問当時の運営費繰入金23億円を堅持していただければ、減額の財源は確保できるということで、修正案を提案しております。

【修正案に対する質疑】

浅野委員

23億円が堅持される根拠を伺いたい。

城下委員

値上げに関する当初の諮問は、後期高齢者医療制度の導入で負担金が増えることにより、加入者に負担をしていただくというものであり、一般会計を減らすものではなかった。実際は、平成20年度の決算では17億円余り、基金に10億円積み、一般会計にも5億円戻しており、また平成21年度も10億円余っている。市の負担分を減らすという主旨ではなく、国民健康保険税の性質上、余ったお金は加入者に返してほしいという議員の発言等もあったため、是非引き下げをしてほしいということである。

浅野委員

国保の歳出をみると、療養給付費にかかる費用も増えているので、一般会計からの繰り入れは必然的に増えてくる。値下げにより、今後国民健康保険がどのような推移で動くかはわからない。必ずしも繰り入れが23億円堅持されるかわからないのではないかと。

城下委員

値上げした平成20年度から22年度の当初予算の金額を見ると、一般会計からの繰り入れは減っている。また、市は国民健康保険の保険者でもあり、国民健康保険法第3条には国や都道府県の責任も明記してあ

るので、可能だという判断で修正案を出した。

杉田委員

数字だけなので、シミュレーションを出していただけないか。

城下委員

今回はここまでの資料である。

西沢委員

運営費繰入金を増やせば、このくらいの減額はできるだろうという提案なのか。

城下委員

そのとおりである。この間、市の負担は減ってきたという事実がある。

村田委員

今まで一般会計から繰り入れてきたが、赤字体質は国保会計の正統なあり方だと考えるか。

城下委員

国民健康保険は社会保障制度である。赤字補填は国の責任もあるが、保険者の負担も必要だと考える。また、値上げは諮問では市の負担を減らすためのものではなかったもので、当然市の負担で軽減していくべきと考える。

浅野委員

市民の3分の2は国民健康保険以外の保険に加入している。3分の1

の国保の方の社会保障に関し、市税を入れるかについては3分の1の方たちだけでは決められない。

城下委員

負担の公平性の問題もあるが、国保の制度は国が位置づけているので、負担を減らしてきた国の責任も大きく、しわ寄せが地方自治体に来ているのだと思う。また、雇用環境もこれだけ悪化し、最後の砦として国保に加入し、それを救済しているのが市なので、地方自治体は国の犠牲者だという認識を持っている。

村田委員

国の制度がなっていないからといって全部市でかぶるとするのは行き過ぎである。その点についてどのように考えるか。

城下委員

国に対して議会や自治体から、制度の充実を求めていくべきだと思う。

脇委員

一般会計から繰り入れする金額の積算を伺いたい。

城下委員

値上げが諮問されたときの資料で、23億円繰り入れても24億円は不足するというので、これをベースに出している。

【質疑終結】

【修正案を含む意見】

桑島委員

修正案に反対、原案に賛成の意見を申し上げる。保険者は市であり、一般会計からの補填は極力少なくすべきだというのが私の考えである。他の保険に入っている方は二重払いをしていることになるので、なるべく繰り入れを少なくするという方向性は間違っていないと思うことから、修正案に反対し、原案に賛成する。

村田委員

国民健康保険については、過去の例から言うと、109億円一般会計から補填してきた。本市の国保の赤字は永続的に続けるわけにはいかないということで、国民健康保険の改訂があったのは事実である。若干修正し、3年ごとに見直しをするという立場から、実質的には一部値下げをし、新たな提案として国民健康保険の条例が提出された。今回の提案については賛成をし、修正案については税の公平負担の観点からも誤りがあると考え、反対する。

杉田委員

修正案に反対し原案に賛成する。一般会計からの繰り入れは少なくする努力をすることが必要である。原案については、値上げになる世帯もあることがわかるように広報していただきたいことを申し添え、賛成とする。

西沢委員

平成20年度の17億円の繰越金は、一般会計からの17億円の繰り入れを前提とした繰り越しであった。税の公平性の観点からも、一般会計からの繰り入れは抑えるべきだと考える。過度な一般会計からの繰入金は、その他の行政サービスの低下を招く恐れもあり、原案で示された減額程度が現実的な減税策であろうと考える。以上から、修正案に反対し、原案に賛成する。

脇委員

修正案のもう少し詳しい資料が必要であった。原案については、下げ幅を広げるべきだと考えたが、修正案までいききれなく残念であるが、修正案に反対する。原案は、もう少し減額すべきであったと考えるが、賛成する。

城下委員

修正案を提案したとおりの理由で、修正案に賛成する。

【意見終結】

【採 決】

議案第25号に対する修正案については、挙手少数により否決される。

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第26号 所沢市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第13号 平成23年度所沢市国民健康保険特別会計予算

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

システム修正委託料について、平成24年度の住民基本台帳法改正にともなう修正委託料とのことであるが、詳しい内容を伺いたい。

麻生主幹

現在、住民基本台帳法改正の具体的内容が示されておらず、予想される範囲ですが、外国人の続柄の再設定の対応、異動事由の追加設定、外国人情報連携対応、外国人短期滞在者の管理、外国人氏名表記の変更等が想定されます。

城下委員

入国管理制度で、住民基本台帳法により外国人の方を管理するという改正であるが、国民健康保険とどのように関わってくるのか。

中島国保年金
課主査

今回の住民基本台帳法改正で、健康保険証の氏名の表記がアルファベットに統一される等、資格に係る管理ということになります。

城下委員

在留カードの期限が切れた方は、自動的に国保から排除されるのか。

中島主査

現在のところ、おおもとの住民基本台帳法の改正、外国人登録法の廃

止に伴う国民健康保険証等の取り扱いについては、全く細部が判明して
おりません。今後判明しましたら、検討したいと考えています。

桑島委員

川越市はいくら計上しているのか。

麻生主幹

把握しておりません。

桑島委員

現在も外国人は国民健康保険に加入できる。なぜシステム修正する必
要があるのか。

中島主査

国保に加入できる外国人は、在留期間が1年以上の方のみです。法改
正後は短期滞在者として管理するなどが想定されます。

桑島委員

国民健康保険に加入している外国人は、全部で何人か。

中島主査

平成23年1月末時点で、本市の外国人世帯は3,250世帯で、う
ち国保に加入しているのは1,401世帯です。

城下委員

内容が十分にわからないうちに出す必要はないのではないか。

中島主査	住民基本台帳法の改正が平成24年7月から施行ということで、それ以前に平成23年度から逐次システム修正していかないと間に合わないということで、平成23年度から準備をするということです。
麻生主幹	システム修正委託料の内訳ですが、2,059万6,000円のうち、外国人の関係が1,237万3,000円です。残りは、30歳代の健康診査対象者リストの出力のため、また医療費通知の対象追加、口座名義人の桁数が変わるための修正です。
桑島委員	残りの500万円はなにか。また、国・県支出金の1,069万円は、住民基本台帳法の修正の金額ということでよいか。
麻生主幹	そのとおりです。また、残り500万円は、保険証の負担割合欄の変更システムが125万6,000円、医療費通知の対象追加が412万7,000円です。
桑島委員	医療費通知の対象追加とはなにか。
中村国保年金	現在医療費通知には医療給付と薬局分が掲載されていますが、柔道整

課副主幹	復師分等も掲載するものです。
矢作委員	コールセンター委託料について、配置した3人はこの1年間同じ方か。また、平成24年度から件の緊急雇用制度がなくなるとのことであったが、その後はどのようになるのか。
小暮国保年金課副主幹	緊急雇用で職を探している方なので、入れ替わりがありました。平成24年度以降は、費用対効果を検討し、引き続き行なうかを検討します。
矢作委員	平成24年度以降は廃止する可能性もあるのか。
小暮副主幹	未定です。
麻生主幹	平成22、23年度の状況を見て検討したいと考えています。
矢作委員	コールセンター委託事業により、どのくらい収納率が上がったのか。
麻生主幹	国保の関係は10月から開始しましたが、国保と収税課分を合わせ、約5,600万円の成果が上がりました。

城下委員 窓口業務委託料について、今月から始まっている。1年間委託をするということで、職員は人事管理の面で、対応があまりよくない職員は要望して変えていくということであるが、この事業内容で新年度も行なっていくのか。

麻生主幹 そのとおりです。

城下委員 国民健康保険運営協議会委員報酬について、委員はここで任期が変わるのか。また、どのようなことを協議するのか。

中村副主幹 今年の1月から新委員ということになっています。平成23年度の内容については、まだ決まっておりません。

桑畠委員 30歳代の方の健康診断を始めるということで、30歳代の方の病気による死因で多いのはなにか。

麻生主幹 死因は把握していませんが、30歳代では1位が腎不全、2位が糖尿病、3位が気分障害、4位が高血圧性疾患になります。40歳代は3位と4位が入れ替わります。

桑島委員	尿酸関係は医療費の支出額は多いのか。
麻生主幹	クレアチニンと尿酸の2項目を追加すると、2項目で約90円です。
中村副主幹	尿酸の項目が含まれた背景には、運営協議会の委員に医師の方がおり、通風関係も項目に必要だという話があった経緯があります。
桑島委員	尿酸項目が必要だという根拠はなにか。
麻生主幹	厚生労働省「標準的な検診・保健指導プログラム（確定版）」に基づくものです。
石井委員	どれくらいの受診率を想定しているか。
麻生主幹	30パーセントです。
石井委員	ほかと比較するとどのような数字か。
麻生主幹	40歳からの特定健診は45パーセント前後です。30歳代の方は健康に自信を持っており、30パーセント程度が妥当かということです。

桑島委員

30歳代の健康診断受診率は男性73パーセント、女性34パーセントである。痛風は男性に極めて多い。むしろ女性対象の項目の方がよいと考えるが、女性の受診率を高めるためと考えるてよいか。

麻生主幹

30歳代の健診は女性をターゲットとしています。

矢作委員

平成20年に項目が減った。医師からこういった項目を増やした方がよいという意見はあったのか。

中村副主幹

一度医師会から要望をいただいたことはあります。

矢作委員

受診率30パーセントということであるが、これまでは40パーセントを目標としていたのではないか。

中村副主幹

特定健診の状況を見て、40歳代の受診率が30パーセント以下であり、そこから持ってきました。

矢作委員

受診率が基準以下であるとペナルティーがあったかと思うがいかがか。

中村副主幹

ペナルティーはあくまでも40歳以上の特定健診についてであり、今回の健診を行なうことでより40歳以上の受診率も上がる可能性もあると考えています。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

平成23年度所沢市国民健康保険特別会計予算に、反対の立場から意見を申し上げる。内容は、コールセンターにかかる予算、窓口委託料にかかる予算についてである。理由としては、市民の個人情報を取り扱う分野を経費削減目的に民間委託とする内容のものである。市の臨時職員よりも経費がかかり、偽装請負の問題もあるため、市民の情報を守る立場からも認められない。システム修正委託料では、住民基本台帳法について反対の立場である。これに関するシステム修正委託料であり、外国人登録制度を住民基本台帳に取り込むという管理強化の部分につながるもので、認められない。特定健診については、充実の面もあるが、多くの市民から基本健康診査と同様の検査項目としてほしいという声があり、早急な改善を求める。

脇委員

コールセンターについては平成23年度までは明確になっており、そ

の後は継続すべきものではないということを申し添える。また、窓口業務委託料は、廃止の方向で考えるべきであることを申し上げ、賛成とする。

【意見終結】

【採 決】

議案第13号は、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第9号 平成23年度所沢市一般会計予算（市民経済部／コミュニティ推進課・市民相談課・市民課・国保年金課所管部分）

【補足説明】 な し

【質 疑】

浅野委員

市民文化センター運営費について、財団として自立していくという話であったが、今後指定管理にするときは、公募・非公募どちらにするのか。

本田コミュニティ推進課長

指定管理者選定の公募・非公募については、外部評価の調査の予算を計上しており、その結果を資料として選定委員会で諮りたいと思います。

矢作委員

施設改修工事について、内容を伺いたい。また、中ホールの改修が障害者の方から求められているが、含まれているのか伺いたい。

本田課長

3つあり、1つは練習室等の冷暖房設備工事、2つ目は主電気室の蓄電池交換、3つ目が地下駐車場から大ホールにつながる自動扉です。中ホールの修繕は課題と考えておりますが、全体的な改修の中では、大がかりになる可能性があります。

矢作委員

全体的な改修はいつごろ行なわれるのか。

本田課長

所管課としては継続的に予算要求していきたいと思いますが、市全体の施設修繕計画の順位付けによるということになります。

西沢委員

コミュニティ施設特別整備事業費補助金について、金額を伺いたい。

本田課長

3事業あり、一つは緑町町会の集会所建設費用で900万円、久米中町の修繕が200万円、南永井の修繕が200万円です。

矢作委員

このあと申請して待っている団体はいくつあるか。

本田課長

相談は受けていますが、確定しているものではありません。相談を受けているのは、5、6団体です。

浅野委員

地域集会施設維持管理費補助金について、1団体いくらか。

本田課長

166団体を支給対象にしています。最高で8万円です。併設施設については4万円を上限としています。

城下委員 まちづくりセンター運営費について、11行政区の説明会は終わったということで、参加者に概ね理解を得られたということであるが、何を
もって判断したのか。

能登部長 組織の改正に反対という意見はありませんでした。将来のまちづくり
協議会等のイメージがつかみにくいという意見はいただいています。そ
ういった意味で概ね理解を得ていると考えました。

城下委員 センター長の位置づけが重要であるという意見があるが、市としての
変更点はあったのか。

能登部長 課長職をお願いしますが、地元の方から、地域をよく知っている方が
ふさわしいのではないかとということで多く要望をいただきました。

桑島委員 出張所と公民館が一緒になるのに職員数がなぜ減らないのかという
意見をよく聞くが、そのような質問はなかったか。

能登部長 ほとんどありませんでした。まちづくりに力を入れていかなければい
けないという話はいたしました。

浅野委員 吾妻地区の説明会に出席したところ、人数についての質問がほとんどであった。どのように受け止めているのか。

能登部長 3行政区の説明会に出席しましたが、そういった意見はありませんでした。地域によって意見はあったかもしれません。

浅野委員 部長が出席していない行政区の様子について、報告は受けているのか。

能登部長 各行政区の報告はその都度報告を受けています。

脇委員 教育委員会関係の予算もまちづくりセンターの中で出ることになる。センターがどのように運営されているかについては、人件費と事業費を総合して見て予算として考えていくのか。

本田課長 今後どうしていったらよいかという課題は予算的にもありますが、教育委員会の人件費の予算の移管と旧出張所費を廃してまちづくりセンター費としています。今後は、教育委員会と協議をしながら、まちづくりセンター費として、わかりやすい組み方について検討していきたいと考えています。

脇委員	予算書としては同じであるが、財源は分かれているという理解でよいか。
本田課長	公民館の運営等にかかる予算は、教育委員会で計上しています。
城下委員	窓口業務等委託料については、1年間の予算ということでよいか。
見澤市民課長	平成24年2月末までです。
城下委員	住民基本台帳法等改正対応業務委託料について、内容は国保と同じでよいか。
見澤課長	住民基本台帳法の改正ですが、大きく3点あり、外国籍市民の情報の住民基本台帳への取り込み、住基カードを取得している方が転入してくる場合の継続利用、住所を異動した場合に戸籍の附票を管理している本籍地にはがきで通知していますが、住基ネットでデータ送信できるという3点です。
城下委員	住民基本台帳法に関わる改正は、このページではこの部分のみでよい

か。

見澤課長

そのとおりです。

桑島委員

以前、住基システムの改正については、住民基本台帳法改正に伴う修正は約700万円で行なうという確認をしたが、3,672万円はそれを含んでいるのか。

見澤課長

住基カードの問題や戸籍の附票の関係はパッケージがないので修正しなければなりません。

桑島委員

住民基本台帳法改正に伴う修正はいくらになるのか。

見澤課長

パッケージとして、1,500万円です。

桑島委員

以前の700万円という答弁と異なるのではないか。

見澤課長

1000万円程度という話であったかと思います。当時は住民基本台帳法の政省令が出ていなかったこともあり、12月に政省令が出ましたのでこのようになったものです。

桑島委員 全部含めて1,000万円に納めるということであったが、なぜ500万円追加したのか。

見澤課長 詳細がわからないという前提のもとの答弁であったかと思います。

桑島委員 平成22年9月時点から500万円増えた理由はなにか。

見澤課長 データベースの再構築から始めるということで、想像以上に修正幅が増えたという業者の話です。

桑島委員 具体的な仕様がどのように変わったのか。また、川越市はどのくらいかかっているか。

見澤課長 具体的な仕様については把握しておりません。川越市は汎用機なので単純に比較はできませんが、川越市の改修費は7,407万円と聞いています。

城下委員 住民基本台帳法の改正に伴い、複数の課でシステム修正を行なうが、各課で行なうのか、情報統計課で取りまとめるのか。

見澤課長

基本的に各課の対応で行なっています。

浅野委員

この件については市民課が主導したということでしょうか。

見澤課長

住基法の改正内容については市民課から情報を出しております。

浅野委員

システムに関する市の基準はないのか。

見澤課長

特にありません。

桑島委員

1,000万円で再交渉するべきではないのか。

見澤課長

再交渉いたします。

脇委員

不法滞在者とは、どのような定義か。

見澤課長

改正住民基本台帳法で資格を有しない外国人について、入管法で決定された在留期間を過ぎて滞在する外国人、正規の入国手続きを経ないで入国した外国人、偽った入国手続きをして入国した外国人、日本で出生

した外国人など経過滞在者で、在留資格を取得しなかった外国人です。

脇委員

経過滞在者について詳しく伺いたい。

吉松市民課主任

日本で出生した外国人の方などは、30日以内に在留資格取得の為に
入国管理局に申請をしなければならず、60日間が経過滞在期間という
ことで、経過してしまうと在留資格のない外国人になるということです。

城下委員

在留期間を超えて在留した外国籍の住民に対し、法務大臣から通知が
来た場合にその方は削除されるのか。

吉松主任

通知が来た方は住民基本台帳から削除されることとなります。

城下委員

そのことによって、市民サービスの影響はどのようなものが出てくる
のか。

見澤課長

在留期間が切れることになると、住民票が削除されます。また、経過
措置で病気等で更新できなかった方がいる場合、さかのぼって資格を復
活することもあります。

城下委員 病気等をのぞき、削除された方は市民サービスを受けられなくなるのか。

見澤課長 運用については国からの指示がありません。

城下委員 住民基本台帳法改正前の外国人登録制度の場合、市民サービスはどのようなようであったか。

吉松主任 現在の外国人登録制度では、在留資格の有無に関わらず入国した外国人で90日以上日本に滞在する方は外国人登録をしなければならないことになっており、今回の改正法の対象でない方も外国人登録をされていますが、市民サービスについてはそれぞれの制度により行政サービスを受けられるか異なります。

城下委員 債務負担行為の中に住民基本台帳法改正に関連する部分は入っているか。

見澤課長 入っておりません。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

議案第9号「平成23年度所沢市一般会計予算」に反対の意見を申し上げます。まず、市民経済部所管のまちづくりセンター運営費につきましては、昨年12月議会における条例制定の時にも申し上げましておりますので反対します。次に、窓口業務委託料につきましては、国民健康保険特別会計予算の意見と同様です。また、住民基本台帳の改正に係わる対応業務委託料につきましても、住民基本台帳法につきましてもは反対の立場を持っており、法改正により管理強化につながるということで認められません。次に、清掃関係では、昨年廃プラスチック焼却が10月から実施されており、23年度予算は、1年間分の予算でもあります。CO₂の排出量が増加することや地球温暖化防止にも逆行し、所沢のダイオキシン条例にも逆行しますので、関連予算につきましてもは反対します。また、今回初めて出てきたごみ焼却余熱利用促進市町村等連絡協議会の費用につきましても認められません。以上の項目で反対いたします。詳細につきましては、討論でしっかりと述べさせていただきます。

村田委員

議案第9号に賛成の立場から意見を申し上げます。まず、清掃費の委託料ですが、積算根拠についていくら質疑をしてもしっかりとしたものが出てこないという結果であります。したがって、今予算の執行にあた

っては徹底した経費削減の姿勢を厳守して、業者から一方通行的な価格設定を排除し、予算執行にあたっては経費を最大限節減すること。次に、コンピュータソフトの委託料については、毎回議会の中でも議論されますが、大幅な削減を図るために、職員の質の向上を図るような仕組みを確立すること。このことを申し上げて賛成の意見といたします。

西沢委員

議案第9号「平成23年度所沢市一般会計予算」に公明党を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。一般廃棄物処分等業務委託料については、廃溶融スラグの経年的に資源化する量が減少傾向にあります。また、平成20年度にはこのスラグを受け入れる業者がなくなったため、それ以降は市の工事等で使用しているという現状です。平成23年度の試算では、6,500トンの発生量に対し、資源化する量はわずか1,200トンにすぎません。その他は埋め立てられていることを考えると、今後はスラグの再資源化については公共工事以外の利用を考えるなど、新たな手法を探るとともに、スラグの生産量も現状に見合った量にするなど、新たな方向性を考えるべきであると思います。次に、農業基盤整備推進事業測量業務委託料については、農道は寄附を前提とするようですが、仮に買収による農道の取得があつたとしても、適正な負担を担保することを求めて意見といたします。

杉田委員

議案第9号「平成23年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分について、市民クラブを代表して賛成の立場から意見を申し上げます。農業基盤整備推進事業測量業務委託料870万円については、課題が多くあるようです。例えば、東京狭山線に接続するのか、しないのか。また、道路用地の確保については、地権者の寄附なのか、買収なのかなどです。今後は、そういったところを十分議論していただき、慎重に進めていただくよう申し添えて意見といたします。

桑島委員

議案第9号について意見を申し上げます。まず、交通遺児奨学基金積立金については、交通遺児に加えて、さらに困っている子どもたちに対する奨学金の対象範囲を広げることを検討していただきたいと思えます。次に、住民基本台帳法等改正対応業務委託料につきましては、昨年の議会における副市長答弁に則り、1,000万円では基本的には可能であるという答弁があるわけですから、1,500万円という案が示されましたが、1,000万円を目指して業者と再交渉していただきたいと思えます。また、農業基盤整備推進事業測量業務委託料については、次に3つのことを原則としていただきたいと思えます。一つ、県道東京狭山線には接続しないこと。二つ、道路用地の確保にあたっては寄附とすること。三つ、道路農道幅員を4mとし、将来にわたっても幅員を広げないこと。以上3点を要望して、本予算に賛成の立場からの意見

とさせていただきます。

浅野委員

民主ネットリベラルの会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。はじめに、農業基盤整備推進事業測量業務委託料については、当初、市は県道東京狭山線には接続しないということでこの事業をスタートしておりますが、質疑において接続するかもしれないとの答弁もあり、私たちは大変驚いております。あくまでも農業振興推進事業として行っていただくことを要望します。その上で、今までの農道を市が買収したことはないとのことですので、この地においても道路用地の確保にあたっては寄附とすること、県道東京狭山線には接続しないこと、農道幅員は4 mとすることとして、将来にわたっても運用を広げないことを申し添えます。また、住民基本台帳法等改正業務委託料につきましては、業者と改めて協議し、1,000万円前後になるように最大の努力をしてください。最後に、西所沢駅西口開設事業については、この事業は西所沢駅を利用する市民の方々が自由通路が出来ることで、駅周辺が活性化し、住みやすくなったと実感できる事業として取り組んでいただきたいと思います。そのためには、今年度の検討協議会は、市民経済部担当で実施しますが、今後は他市の例のように、まちづくりの担当部署が受け持って、実現に向けて取り組んでいただきたいと申し添えます。

脇委員

議案第9号について反対の意見を申し上げます。反対の理由は、まず、窓口業務委託料については、ずっと反対してきておりますので、反対します。住民基本台帳法等改正業務委託料についても、外国人の権利の制約となることが質疑でわかりましたので反対します。次に、廃プラスチック焼却に関連して、様々な理由がありますので、改めて討論の時に申し上げますが、東部クリーンセンター費に反対いたします。次に、塵芥処理費で新たに計上されたごみ焼却余熱利用促進市町村等連絡協議会の費用についても反対いたします。次に、一般廃棄物処理委託料については、討論で詳しく述べますが、スラグに関しての処理等に関連して反対いたします。なお、反対ではありませんが、農業基盤整備推進事業測量業務委託料については、質疑の中で様々な課題がわかってきましたので、これに関しては十分な整備をしてこの事業を進めるべきであると考えます。

石井委員

所沢自由民主党市議団を代表して、本予算に賛成の立場から意見を申し上げます。意見は1点のみで、農業基盤整備推進事業測量業務委託料870万円について意見を申し上げます。速やかな農道建設を強く求めるとともに、用地取得のあり方や国・県からの補助メニューの活用の再検討を願い、また三富遺跡としての重要性や景観とのバランスに配慮した、所沢の農業の積極的な振興を望みます。以上、意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第9号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○請願第2号 住宅リフォーム工事に対する助成制度の創設を求める

請願について

【質 疑】

石井委員

当初予算で議論し、議案第9号を可決しているのでこれ以上の議論は必要ないと考える。

【質疑終結】

【意 見】

西沢委員

この請願は、議案第9号の予算の内容と重複しており、取り下げでも良かったのではないかと考えるが、これまでの経緯を見ると、一般会計予算が15日に公表され、17日にこの請願が出されていることを考えると、一般会計の中にある予算であることを分かりながらこの請願が出ていることを考えると、請願のあり方としてよいのかを今後考えていく必要がある。また、この請願について一般会計予算が認定されているので、請願者の意思はかなえられているということで、継続審査を主張する。

休 憩 午後7時35分

※協議会を行なった。

再 開 午後7時45分

浅野委員

継続審査を求める。この請願の内容は当初予算で議案として可決しているもので、請願者の気持ちも汲んでいるということで、請願を取り下げただけのように紹介議員にお願いし、継続を主張する。

城下委員

採択を主張する。2,532名の方が以前から制度の創設を求め、今回これだけの署名も併せて議会に提出されている。議会基本条例にも位置づけられており、この趣旨で採択を主張する。

脇委員

審査した内容であり、請願者がこのことを願っていた気持ちもわかるが、継続審査の形で意を汲んでいくことが請願者の気持ちにも応えられる方法であり、委員会としても妥当だと考える。

石井委員

継続審査を主張する。請願者が請願を取り下げることが強く望み、また、制度上の問題で継続をすることは、今後の問題として議会運営委員会で日時、締め切り、予算書との兼ね合いを議論していくことが重要だとわかった。以上の理由で継続審査を主張する。

【意見終結】

【採 決】

請願第2号については、挙手多数により、継続審査すべきものとする。

○閉会中の継続審査申し出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申し出の件については、別紙の内容で申出を行なうことと決定した。

散 会 午後7時50分